

(1930)

十一	無線電報規則を改正して傳染病情報放送の取扱開始す
十	電話加入者と船舶間無線電話に依り通話を爲すため無線電話通話規則制定公布す
九	國際無線電信條約實施に伴ひ私設無線電信規則、無線電報取扱規程改正公布す
一	無線電報規則を改正して放送無線電報の名宛料五圓を一圓に改む
四	東京、大阪無線電信局に於て航空無線業務開始す
同	電波統制、通信取締に關する規定を加へたる無線電信法中改正法律公布す
一	倫敦に於て國際海上人命安全條約改訂會議開催、本邦よりも委員を派遣す
四	電波統制、通信取締に關する規定を加へたる無線電信法中改正法律實施並關係省令等改正制定實施す
五	無線通信士資格検定規則制定公布し大正四年省令第四八號私設無線電信通信從事者資
六	帝國領海内に在る外國軍艦の無線通信取締に關する勅令發布す
七	中改正法律實施す

		(1910) 四明 三治	年次 月次
四	三	大正二	
四	同	七	
五		六	
同		同	
四		四	二
五		五	五

(1920)

月次	要	摘	同十	同九十一	同十二	七大正	一二	一一	一二	二二
			私設無線電信規則制定公布す	私設無線電信通信從事者資格檢定規則制定公布す	私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則制定公布す	私設無線電信規則制定公布す	同	同	同	同
			官廳用の電信及電話に關する件を官廳に於て施設する無線電信無線電話に準用することを定め十一月二十二日より施行す。	官廳用無線電信無線電話規則制定公布す	電信協會に於て無線電信通信從事者養成開始す	同	九十一	同	十二	七大正
			無線電信法を航空機に施設する無線電信電話に準用することを定める無線電信法中改正法律公布す	船橋無線電信局に於て船舶宛新聞無線電報及氣象局報の放送開始す	南洋「バラオ」外六島郵便局に無線電信を設備し、内地間及南洋諸島相互間電報を疏通す	神戸中央電話局所屬一般加入者と船舶との無線電話通話を一月一日より開始す、之本	六	四	一	二二



年次		月次		要		年次		月次		要	
(1920)	大正九	一	八	「ワシントン」海軍飛行場に於て音樂を放送す(無線電話放送の嚆矢とす)		昭和一元五	八	東京、大阪、名古屋放送局解散し社團法人日本放送協會設立さる		東京、大阪、名古屋放送局解散し社團法人日本放送協會設立さる	
同	同	十一	一	米國「ピツツバーグ」市「ウェスチングハウス」電機會社は其の施設に依るKDKA放送局より「ラヂオ」の放送を爲す(「ラヂオ」放送の實用は之を以て嚆矢とす)		同	二	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す		放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す	
六	五	一二	二	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す		同	三	大阪に「ラヂオ」相談所を開設す		大阪に「ラヂオ」相談所を開設す	
七	同	一三	三	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す		同	四	大阪中央放送局(一キロ)放送開始す		大阪中央放送局(一キロ)放送開始す	
同	同	一四	四	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す		同	五	大阪中央放送局(一キロ)放送開始す		大阪中央放送局(一キロ)放送開始す	
六	同	一五	五	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す		同	六	大阪中央放送局(一キロ)放送開始す		大阪中央放送局(一キロ)放送開始す	
七	同	一六	六	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す		同	七	大阪中央放送局(一キロ)放送開始す		大阪中央放送局(一キロ)放送開始す	
同	同	一七	七	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す		同	八	東京、大阪、名古屋放送局解散し社團法人日本放送協會設立さる		東京、大阪、名古屋放送局解散し社團法人日本放送協會設立さる	
八	同	一八	八	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す		同	九	東京、大阪、名古屋放送局解散し社團法人日本放送協會設立さる		東京、大阪、名古屋放送局解散し社團法人日本放送協會設立さる	
(1930)											
六	五	一	一	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す		同	一	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す		東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す	
五	同	二	二	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す		同	二	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す		東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す	
四	同	三	三	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す		同	三	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す		東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す	
三	同	四	四	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す		同	四	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す		東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す	
二	同	五	五	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す		同	五	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す		東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す	
一	同	六	六	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す		同	六	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す		東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す	
		七	七	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す		同	七	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す		東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す	
		八	八	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す		同	八	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す		東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す	

## 五、放送無線電話

(1932) 昭和七			
年次	月次	摘要	要
一〇	九	日華電報規則中改正、歐文新聞の取扱を開始す	線電話に對し事變中に限り聽取料並に許可料を免除す
一一	同	滿洲に於ける日滿合併通信會社の設立に關する協定に調印す	天津よりの定期中繼放送を開始す。
一二	八	關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令を制定公布す	市區役所、町村役場、警察署又は通信官署の公共用聽取施設に對し許可料及聽取料を免除す
一三	同	日滿電報規則同取扱規程を制定す	東京百五十キロワット大電力放送開始す
一四	同	日滿電報規則中改正方に關する協定成立し四月より料金低減することとす	歐洲向及海峽殖民地濠洲向放送を各三十
一五	同	日滿電話規則を制定し八月二日より施行す	分延伸し北米東部及南米向を各箇に分立す
一六	同	日滿年賀電報の取扱を開始す	東京百五十キロワット大電力放送開始す
一七	同	日滿電報規則中改正、料金受信人拂新聞電報の取扱を開始す	歐洲向及海峽殖民地濠洲向放送を各三十

## 六、日滿間電氣通信

(滿洲國成立以降にかかるもののみを掲ぐ、其れ以前のものは日支間電氣通信の項に掲ぐ)

年次	月次	摘要	要
一四	一三	大阪奉天間無線電信連絡を正式に開始す	戰時、事變時に於ける公益事項の命令放送を規定並に放送局型受信機を認定し放送用私設無線電話規則中改正す
一五	同	日滿電信爲替局報の取扱を開始す	日本放送協會に於てテレビジョンの本格的實驗放送を行ふ
一六	同	東京奉天間無線電信連絡を開始す	本年度第三次東部防空演習施行に際し東京市内に於て有線放送を試行す
一七	同	東京放送會館竣工す	放送聽取許可料の減額其の他に關し放送用私設無線電話規則中改正實施す
一八	同	聽取加入者數四百萬を突破す	(イ)布哇向放送新設(毎日午後四時より一時間)
一九	同	東京百五十キロ放送設備正式使用を開始	(ロ)西南亞細亞向放送新設(毎日午前零時八防府、尾道、大分、松山、青森、福島、郡山の各放送局新設を許可す)
二〇	同		

						年次	月次	摘要	要
						(1899)	三二	(1871) 明治四	
						三九	一二	八	
四二	四一	十一	十九	七					
七									
竣工通信を開始す（日支間直通有線電信連絡の始）									
大北電信會社の長崎上海間海底電信線敷設									
清國電信公司より淡水川石山間海底線を買收す（日本政府による日支間直通有線電信連絡の始）									
淡水川石山間海底線の川石山端の運用委託に關する大北大東兩會社との約定を締結す									
佐世保大連間海底線の通信開始す（日滿間直通有線電信連絡の始）									
大連芝罘線の運用に關する取極及在滿洲日清電線の運用に關する取極を締結す									
日清電信協約に基き關東租借地及南滿鐵道附屬地以外の日本電信線の清國への引渡を了す									
在芝罘日本郵便局に發著する電報（韓國及滿洲に發著するものを除く）及無線電報の									

						年次	月次	摘要	要
						(1910)	四三		
						大正			
八	同	一	十	同	同	同	十一	同	
在芝罘日本郵便局に發著する電報（韓國及滿洲に發著するものを除く）及無線電報の									
日清電報取扱規程を制定施行す									
上海郵便局に電信事務を開始す									
日支電報規則中改正（豫約新聞電報料を定									

## 七、日支間電氣通信

年次	月次	摘要	要
六	九	東京奉天間及福岡奉天間に直通有線電話連絡を開始す	板規程中改正す
十	九	大阪奉天間寫眞電信回線開通、日滿間に初省令第三七號を以て日滿專用寫眞電信に關する件公布實施す	東京奉天間及福岡奉天間に和文印刷通信を

年次	月次	摘要	要
一五	九	大阪奉天間寫眞電報の取扱開始せらる	めで寫眞電報の取扱開始せらる
同	九	日滿間に於ける印刷通信の嚆矢とす	大阪奉天間及福岡奉天間に和文印刷通信を

一昭 三和	十二 二十	北京に華北電政總局開局す 日支間の新事態に鑑み本邦上海間電報料金を低減し同時に上海側徵收料金換算率を本邦側と同一ならしむ 帝國上海線及大阪上海間無線經由に依り本邦及滿洲と南京との間に發著する和歐文電報取扱開始す	帝國上海經由歐文新聞電報取扱開始す 北京及天津と各國間發著電報の本邦中繼取扱開始す
十八	六五四	北支（蒙疆を除く）に於ける電信事務取扱に關しては凡て日本標準時を使用すること ノす	ノ
十一	同同同	廈門島占據に伴ひ同島及其附近に於ける電氣通信施設を軍の委託を受け臺灣總督府派遣通信隊に於て運營することとなり本邦廈門間發着電報の取扱を開始す。	ノ
十一	同同同	華北電信電話株式會社華中電氣通信株式會社設立す	ノ
十一	同同同	昭和十二年八月以来不通中の東京上海間無線電話連絡復舊と同時に新に日華電話規則を制定し之に依り取扱を開始す	ノ
十一	同同同	東京天津間に有線電信連絡を開始す	ノ
十一	同同同	奉天中繼に依り朝鮮北支間電話通話を開始す	ノ
十一	同同同	東京天津間に有線電信連絡の正式運用開始す	ノ
十一	同同同	國內慶弔電報制度の改正に伴ひ日滿及日華	ノ

年次		月次		要								要	
(1920)												要	
九		六		同		同		同		同		要	
六		日支電報規則中改正（料金を内國電報と同様に値上）施行す。		日支無線電報規則中改正（料金を内國無線電報と同様値上）施行す。		山東縣案細目協定に依り佐世保青島間海底線の一半を支那に無償譲渡す。		青島と帝國電信系との間に發著する電報の取扱方法制定施行す（當分の内夫々日支電報規則及日支無線電報規則に依る）。		上海及芝罘に一等電信局を置く（郵便局廢止）。		佐世保青島間海底電線の處理に關する日支會議北京に開催、帝國委員參列す。	
六		六		一		一二		一一十二		一一十二		む）施行す。	
一四		一四		一三十二		一		一二		一二		日支電報規則中改正（料金を内國電報と同様に値上）施行す。	
一		一日獨條約山東還付協定に基き佐世保青島間に海底電信線を敷設し専ら日支間歐文電報及青島、四方、滄口發著和文電報の取扱を正式に開始す。		同		同		同		同		日支電報規則中改正（料金を内國電報と同様に値上）施行す。	
(1930)												要	
昭和三		九		七		五		九		二		十一	
十		九		九		二		六		六		日支電報規則中改正、至急新聞電報の制を設く。	
十一		九		九		二		六		六		日支通信會議南京に開催、帝國委員參列す。	
十一		九		九		二		六		六		日滿間に發著する和文電報の取扱を開始す。	
十一		九		九		二		六		六		日華間無線電信連絡に關し民國交通部電政司と通信約定を締結し六月一日より通信開始のこととす。	
十一		九		九		二		六		六		東京上海間に直通無線電信連絡を開始す（日支間直通無線電信連絡の始め）。	
十一		九		九		二		六		六		東京上海間に國際電話通話開始す（日支間直通無線電話連絡の始め）。	
十一		九		九		二		六		六		東京天津間に直通無線電信連絡により日支間歐文電報の外北平發著和文電報をも取扱ふこととす。	
十一		九		九		三		三		三		從來東京に於て運用せられたる對上海及天津通信を大阪に移轉運用す。	
十一		九		九		三		三		三		日滿間及滿洲北支間軍用線經由に依り本邦と天津北平間に發著する和文電報取扱開始す。	
十一		九		九		三		三		三		本邦又は滿洲電電會社海岸局を經由し北支軍用と日滿船舶間に發著する無線電報の取扱を	

年次	月次	要	(1870)	明治	年次	月次	要
九	四	日丁兩國政府間に締結したる協約に依り丁抹國大北電信會社に對し長崎上海間及長崎浦鹽斯德間海底電信線の陸揚竝に長崎横濱間海底電信線の敷設を許可す	四	同	九	四	日丁兩國政府間に締結したる協約に依り丁抹國大北電信會社に對し長崎上海間及長崎浦鹽斯德間海底電信線の陸揚竝に長崎横濱間海底電信線の敷設を許可す
八	一	大北會社の長崎上海間海底電信線敷設竣工、支那、香港以南、歐羅巴及歐羅巴以遠との通信を開始す、大北會社は長崎に電信局を設置し外國電報の受付配達を行ふ内地へは郵便にて送達す	一	同	八	一	大北會社の長崎上海間海底電信線敷設竣工、支那、香港以南、歐羅巴及歐羅巴以遠との通信を開始す、大北會社は長崎に電信局を設置し外國電報の受付配達を行ふ内地へは郵便にて送達す
七	三	大北會社横濱に代理店を置く(同時に從前行ひたる在横濱丁抹領事の代辦を廢止)神戶に於ては丁抹領事代辦	三	同	七	三	大北會社横濱に代理店を置く(同時に從前行ひたる在横濱丁抹領事の代辦を廢止)神戶に於ては丁抹領事代辦
六	二	第四回萬國電信會議聖彼得爾堡に開催、帝國より「オブザーヴァー」參列す	二	同	六	二	第四回萬國電信會議聖彼得爾堡に開催、帝國より「オブザーヴァー」參列す
五	一	萬國電信公法に依り各電信分局に於て外國電報の取扱を開始す	一	同	五	一	萬國電信公法に依り各電信分局に於て外國電報の取扱を開始す
四	一	大北會社は横濱、神戸及長崎に於ける外國電報の受付配達を廢止す	一	同	四	一	大北會社は横濱、神戸及長崎に於ける外國電報の受付配達を廢止す
三	一	大北會社の長崎浦鹽間海底電信線敷設竣工露西亞、歐羅巴及其の以遠との通信を開始す	一	同	三	一	大北會社の長崎浦鹽間海底電信線敷設竣工露西亞、歐羅巴及其の以遠との通信を開始す
二	一	第三回萬國電信會議羅馬に開催、帝國より「オブザーヴァー」參列す	一	同	二	一	第三回萬國電信會議羅馬に開催、帝國より「オブザーヴァー」參列す
一	一	日本政府電信線に依り外國電報の國內傳送を開始し長崎に於て大北會社電信局と連絡す	一	同	一	一	日本政府電信線に依り外國電報の國內傳送を開始し長崎に於て大北會社電信局と連絡す
年次	月次	要	(1880)	明治	年次	月次	要
一五	一五	大北會社横濱に代理店を置く(同時に從前行ひたる在横濱丁抹領事の代辦を廢止)神戶に於ては丁抹領事代辦	一五	同	一五	一五	大北會社横濱に代理店を置く(同時に從前行ひたる在横濱丁抹領事の代辦を廢止)神戶に於ては丁抹領事代辦
一四	一二	聖彼得爾堡締結萬國電信條約に加入す	一二	同	一四	一二	聖彼得爾堡締結萬國電信條約に加入す
一三	一一	第五回萬國電信會議倫敦に開催、帝國委員參列す	一一	同	一三	一二	第五回萬國電信會議倫敦に開催、帝國委員參列す
一	一	倫敦改正萬國電信條約附屬細目規則施行す外國電報に羅馬字を以て記載したる日本語を使用することを許す	一	同	一	一	倫敦改正萬國電信條約附屬細目規則施行す外國電報に羅馬字を以て記載したる日本語を使用することを許す
年次	月次	要			年次	月次	要

八、國際電氣通信

(日滿、日支間電氣通信は別項に掲ぐ)

年次	月次	要
年次	月次	要
一五	同	慶弔電報制度にも同様改正を加ふると同時に日華間にも全面的に右取扱を爲すことゝし又上海發著歐文電報に付ては大北會社線經由外國電報と日華電報との取扱條件を同一ならしむ
一六	同	海南島に三亞電報電話局設置せられ海口經由に依り和歐文電報の取扱を開始す
一七	同	日華年賀通話を毎年一月一日より三日迄半額料金を以て取扱ふことゝなり日華電話規則中改正す
一八	同	上海及中支方面に於ける寫眞電報取扱の爲
年次	月次	要
年次	月次	要
一九	六	本邦經由に依り蒙疆主要各地との間に發著する外國電報の取扱を開始す
二〇	一	東京天津間有線電話開通す
二一	一	廈門電氣通信株式會社設立せられ從來臺灣總督府通信隊に於て運營しありし廈門島及其附近に於ける公衆通信業務を繼承經營す

三四	十二	外國新聞電報轉送規則及手續を制定す	
三五	海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正す	外國電報規則及外國電報取扱規程制定施行す	
三六	第九回萬國電信會議倫敦に開催、帝國委員會列す	外國無線電報規則中電報料に關する事項を改正施行す	
三七	萬國電信條約第八條に依り制限を加ふ	大北會社の日鮮間（小茂田釜山間）海底電報本邦首尾料の單獨省令を廢止す	
三八	韓國通信機關委託を受く	韓國內電報規則制定施行す	
三九	東京「グワム」間海底線の通信開始す	帝國政府と米國商業太平洋海底電信會社との間に東京「グワム」間海底線敷設運用の約定を締結す	
四一	第一回國際無線電信會議伯林に開催、帝國委員會列す	第二回國際無線電信會議倫敦に開催、帝國委員會列す	
四二	第十回萬國電信會議里斯本に開催、帝國委員會列す	大北會社に對する免許狀を修正す	
四三	同	日支間電信問題及日露電信聯絡に關し大北會社と約定を締結す	
四四	六	伯林締結國際無線電信條約並同條約附屬業務規則公布す、外國無線電報規則及外國無線電報取扱規程を制定す	
四五	五	帝國と在滿帝國通信官署との間に直發著する電報の取扱方法を定む	
四五	同	「リスボン」改正萬國電信條約附屬業務規則	
四五	三	公布す	
四五	二	外國無線電報規則中電報料に關する事項を改正施行す	
四五	一	大北會社の日鮮間（小茂田釜山間）海底電報本邦首尾料の單獨省令を廢止す	
四五	十一	第二回國際無線電信會議倫敦に開催、帝國委員會列す	
四五	十	大北會社に對する免許狀を修正す	
四五	九	日支間電信問題及日露電信聯絡に關し大北會社と約定を締結す	
四五	八	外國無線電信條約並同條約附屬規則改正實施に伴ひ外國無線電報規則及同取扱規程を改正公布す	
四五	七	大北會社に對する免許狀を修正す	
四五	六	日支間電信問題及日露電信聯絡に關し大北會社と約定を締結す	
四五	五	朝鮮及樺太に於ける日露電信連絡約定を締結す	
四五	四	外國電報規則中改正し後廻電報の取扱を開始す	
四五	三	日露連絡電信線、豊原「アレキサンドルフスク」間及清津浦鹽間通信を開始す	

年次	月次	摘要
明治 十二	大北會社に免許狀を下附し獨占權、長崎上 海間及長崎浦鹽間に海底線各一條増設並に 呼子釜山間に海底線一條敷設の權利を付與 す	二二
一六	日本朝鮮兩國政府間に海底線敷設に關する 協約を締結す	三
一七	第二回海底電信線保護萬國聯合會議巴里に 開催、帝國委員參列す	十
一八	大北會社呼子釜山間海底線の敷設竣工す 本邦朝鮮間送受電報取扱心得を制定す	十一
一九	朝鮮釜山に日本電信局を開設し日本釜山間 海底線の通信を開始す	八
五	萬國聯合海底電信保護條約及罰則公布す 第六回萬國電信會議伯林に開催、帝國委員 參列す	七
七	第三回海底電信線保護萬國聯合會議巴里に 開催、帝國委員參列す	五
八	伯林改正萬國電信條約附屬細目規則及稅表 施行す	七
五	巴里議定海底電信線保護萬國聯合條約の說 明書に署名す	同
十二	本邦と在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發 著電報取扱規則を制定す	四
(1900)	在韓國本邦郵便電信局郵便局相互の間に發 著する電報に内國電信の規定	同
三三	本邦と在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發 著電報取扱規則を制定す	九
三〇	「ブタペスト」改正萬國電信條約附屬細目規 則及稅表施行す	六
二九	「ブタペトス」改正萬國電信條約附屬細目規 則及稅表施行す	七
二八	海外尋問校正報取扱手續を定む	六
二六	第八回萬國電信會議「ブタペスト」に開催 帝國委員參列す	七
二四	巴里議定の萬國電信條約附屬細目規則及稅 表施行す	五
二三	第七回萬國電信會議巴里に開催、帝國委員 參列す	五
二二	海底電信線保護萬國聯合條約及同條約罰則 施行す	五

昭和元年	同	外國無線電報規則中改正、對外放送無線電報の取扱を開始す
昭和一五	同	外國電報帝國電信系内分送規則を廢止す 第十一回萬國電信會議巴里に開催、帝國委員參列す
昭和一九	同	日本無線電信株式會社創立 日米間海底線經由電報料金を無線經由の場合と同額に低減す
昭和二十一	同	佛國巴里無線局より大阪無線局に於ける受信開始す、尙昭和三年九月二十四日名古屋無線局に移し五年三月一日より一方的通信を双方的通信に變更す（「ラヂオ・フランス」）會社との通信約定は五年十一月十四日調印）
昭和二十二	同	外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報及特約外國放送無線電報の取扱を廢止す 獨逸柏林無線局より大阪無線局に於ける受信開始す尙昭和三年九月二十四日名古屋無線局に移し四年四月二十二日一方的通信を双方的通信に變更す（「トランス・ラヂオ」）會社との通信約定は六年八月二十日締結、同社は昭和七年一月一日獨逸遞信省に回収）
昭和二五	同	本邦「フイリッピン」間無線電信連絡を開始す（當方無線局は最初大阪なりしが六年五月四日東京に變更、RCPとの通信約定は六年二月二十一日東京に於て六年三月九日「マニラ」に於て調印、七年二月二十七日RCPはRCA通信會社に變更）
昭和二九	同	本邦佛領印度支那間無線電信連絡を開始す（先方無線局は最初「ハノイ」なりしが六年一月一日より「サイゴン」に變更又當方は最初大阪なりしが六年五月四日より東京

年次	月次	要
年次	月次	摘要
大正二年	四月	外國電報帝國電信系内分送規則制定す尙外國新聞電報轉送規則廢止す
大正二年	五月	船橋布哇「カフク」間の日米無線通信試験に成功す
大正二年	六月	帝國占領南洋各地と本邦との間に發著する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることとす）
大正二年	七月	帝國占領南洋各地と本邦との間に發著する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることとす）
大正二年	八月	帝國占領南洋各地と本邦との間に發著する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることとす）
大正二年	九月	帝國占領南洋各地と本邦との間に發著する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることとす）
大正二年	十月	帝國占領南洋各地と本邦との間に發著する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることとす）
大正二年	十一月	帝國占領南洋各地と本邦との間に發著する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることとす）
大正二年	十二月	帝國占領南洋各地と本邦との間に發著する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることとす）
大正三年	一月	海底電信線保護萬國聯合條約罰則を改正す
大正三年	二月	帝國占領南洋「ヤツブ」島に發著する電報の取扱方法及料金を制定施行す（夫々電報規則除削、日支電報規則、外國電報に關する規定に依ることとす）
大正三年	三月	海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正法律施行す
大正三年	四月	日米間無線電信連絡に關し米國「マルコニ」會社と通信約定を締結す。通信は大正五年十一月十六日より船橋無線局と布哇「カフク」無線局との間に開始、大正九年五月一日受信を磐城無線局富岡に、大正十年三月
昭和二年	八月	二十六日送信を同局原ノ町に移す、昭和二年八月八日磐城局は東京無線局に變更、昭和三年東京桑港間に直通通信（送信は六月十六日受信は九月一日）を開く
昭和二年	九月	(1920)
昭和二年	十月	東京「グワム」間海底線二重通信を開始す
昭和二年	十一月	國際通信會議豫備會議華盛頓に開催、帝國委員參列す
昭和二年	十二月	國際通信會議準備技術委員會巴里に開催帝國委員參列す
昭和三年	一月	南洋「トラック」と「ニューギニア」の「ラバウル」との間に無線電信連絡を開始す
昭和三年	二月	日米間無線電信に關するRCA會社との約定を改定す
昭和三年	三月	外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報、特約外國放送無線電報、外國放送船舶無線電報の取扱を開始す
昭和三年	四月	大阪無線電信局に於て對歐洲間一方的通信開始す
昭和三年	五月	日本無線電信株式會社法公布せらる
昭和三年	六月	日本無線電信株式會社法施行期日に關する勅令及同法施行令公布せらる

七	二	三	同	九	同	同	同	一	十	八
本邦瑞西間無線電信連絡を開始す（對手局 は瑞西無線會社）	日泰間無線電信連絡を開始す（暹羅國商務 遞信省との通信約定は七年二月十日東京に 於て七年三月二十四日「バンコツク」に於 て調印）	臺灣「フイリッピン」間無線電信連絡を開 始す（RCA通信會社との了解は六月二十 四日）	第十三回萬國電信會議及第四回國際無線電 信會議馬德里に開催、帝國委員參列す	第一回（最初より通算すれば第九回）國際 電話諮詢委員會馬德里に開催、帝國委員參 列す	本邦亞爾然丁間無線電信連絡に關し「アル ゼンチン」「トランス・ラヂオ」會社と通信 約定を締結し十二月一日より通信開始のこ とゝす	外國無線電報規則中改正、外國放送無線電 報の取扱を開始す	日印間無線電信連絡を開始す（印度無線及 海底電信會社との通信約定は八年五月十二 日東京に於て八年六月二十二日「ポンペイ」			

年次	月次	摘要	要
昭和四	六九	無線局に變更)	
同	同	本邦桑港間に直通無線通信(受信のみ)を開く	
十二	同	本邦桑港間に直通無線通信(受信のみ)を開き受とも直通となる	
六	同	第十二回萬國電信會議「プラツセル」に開催、帝國委員参列す	
		名古屋無線電信局受信事務開始(大阪無線局に於て對歐受信事務承継)	
		現行國際無線電信條約並同條約附屬一般規則及同條約附屬追加規則公布す	
		國際無線電信條約實施に伴ひ外國無線電報規則同取扱規程改正公布す	
		第二回國際電信通信諮詢委員會柏林に開催帝國委員參列す	

(1930)

次 月次	摘要	要 ・
九	第一回國際無線電氣通信技術諮詢委員會「ヘーネ」に開催、帝國委員參列す。	
十	本邦蘭領東印度間無線電信連絡を開始す（兩主管廳間通信約定は六年十一月二十五日東京に於て六年八月十三日「バンドン」に於て調印）	
九	同	外國電報規則中改正「後廻新聞電報制度を採用し本邦と北米合衆國、カナダ、フイリッピン間に之が取扱を開始す）
五	同	外國電報規則中改正、書信電報の取扱を開始す
六	同	臺灣と香港との間に無線電信連絡を開始す
九	同	第三回國際電信通信諮詢委員會「ベルヌ」に開催帝國委員參列す
九	同	第二回國際無線電氣通信技術諮詢委員會「コーペンハーゲン」に開催、帝國委員參列す
十二	本邦「バンドン」間無線電信連絡開始す	

十一	同	同	同	定、官報減額料金表等に付外國電報取扱規程を改正す
十二	二	一	一	料金徵收方法、前納返信證券の使用方に付外國電報規則、同取扱規程を改正す
十三	同	同	同	國際電話通話規則中改正す
十四	三	四	五	日米間電話料金を平日二割、日曜四割低減す
十五	ふ	日本郵船鎌倉丸（當時秩父丸）對布哇船舶國際通話を開始す	・	・
十六	・	外國電報規則及同取扱規程中改正す	・	・
十七	・	國際通話區域に「スマトラ」島南部地方を加	・	・
十八	・	日英、日獨間に行ひつゝある土曜日低額料金を歐洲各國との國際通話に適用す	・	・
十九	・	「アメリカ」電話會社及「ホノルル」相互	・	・
二十	・	電話會社と船舶國際通話に關する約定を締結す	・	・
廿一	・	本邦暹羅間に國際電話通話を開始す	・	・
廿二	・	本邦南米間直通無線電話連絡に依り一般公衆通話の取扱開始す	・	・
廿三	・	國際無線通信諮詢委員會第四回會議を「ブルカレスト」に於て開催本邦より委員出席す	・	・

年次	月次	摘要	要
一昭	○和	會社と通信約定を締結し十一月十五日より 通信開始のことゝす	
二	十二	第五回國際電信通信諮詢委員會「プラーゲ」 に開催、帝國委員參列す	
同	十	日伊間に無線電信連絡を開始す	
同	九	第三回國際無線電氣通信技術諮詢委員會會 議里斯本に開催し帝國委員參列す	
同	六	國際電話通話規則及國際電話通話取扱規定 を制定し九月二十七日より施行す	
同	同	本邦「マニラ」電話局間に無線電話連絡を 開設し本邦と比律賓群島との國際電話を九 月二十七日より開始す、我國最初の國際電 話なり	
同	同	本邦「メキシコ」間無線電信連絡を開始す 蘭領印度と國際電話を十月二十六日より開 始す	
同	同	「アメリカ」合衆國「カナダ」「メキシコ」 「キュバ」國との國際電話の取扱を二月九日 より開始す	
同	二	日和間無線電信連絡を開始す（兩國主管廳 間の通信約定は十年一月二十二日「ヘーベ」	

年次	月次	摘要	要
一一一	一一一	に於て十年四月二十四日東京に於て調印) 日伯間無線電信連絡に關し「ブラジル」無 線電信會社と通信約定を締結し三月三十日 より通信開始す	
一一二	一一一	日英、日獨間無線電話に依る連絡を三月十 三日より開始す	
一一三	一一一	外國電報規則中改正、復活祭祝賀電報の取 扱を開始す	
一一四	一一一	佛蘭西比律賓間外國電報の本邦經由中繼取 扱を開始す	
一一五	一一一	波蘭と葡萄牙領印度及比律賓間に發著する 外國電報の本邦經由中繼取扱を開始す	
一一六	一一一	RCA通信社との通信約定を改定す	
一一七	一一一	商太會社との通信約定期間を五年間延伸す	
一一八	一一一	「マツケイ」無線電信會社との追加通信約定 を締結す	
一一九	一一一	中華民國及蘭領印度支那と南米諸國との間 に發著する電報の中繼取扱を開始す	
一二〇	一一一	歐羅巴發蘭領印度支那宛電報の中繼取扱を 開始す	
一二一	一一一	社團法人同盟通信社の業務開始に伴ふ國際	

六	五	同	
東京アムステルダム間無線電信連絡杜絶す	東京オスロ間無線電信連絡杜絶す	東京リオデジヤネイロ間の無線電話連絡に依り本邦とブラジル國間に國際通話の取扱を開始す	する寫眞電報の取扱を開始す
東京リマ間無線電信連絡杜絶す	東京羅馬間國際電話連絡杜絶す	本日より東京倫敦間無線寫眞電信連絡に依り日英間に發著する寫眞電報の取扱を開始す	東京オスロ間無線電信連絡杜絶す
大阪巴里間無線電信連絡杜絶す	東京羅馬間國際電話連絡杜絶す	大阪巴里間無線電信連絡杜絶す	東京アムステルダム間無線電信連絡杜絶す
東京リマ間及大阪カブール間無線電信連絡を開始す	東京リマ間及大阪カブール間無線電信連絡を開始す	東京リマ間及大阪カブール間無線電信連絡を開始す	東京リオデジヤネイロ間の無線電話連絡に依り本邦とブラジル國間に國際通話の取扱を開始す
佛蘭西非占領地域及ボルドー宛電報の東京壽府間無線經由に依る取報を開始す	白耳義及佛蘭西占領地域(ボルドーを除く)宛電報は通信の途無きに至る	佛蘭西非占領地域及ボルドー宛電報の東京壽府間無線經由に依る取報を開始す	東京オスロ間無線電信連絡杜絶す
東京伯林間臨時直通無線電信連絡を開設し東京發著信の取扱を開始す	大阪倫敦間通信輜輶時の必要に應じ第二回路の設定をなし得ることとなる	東京伯林間臨時直通無線電信連絡を開設し東京發著信の取扱を開始す	東京アムステルダム間無線電信連絡杜絶す
大阪倫敦間通信輜輶時の必要に應じ第二回路の設定をなし得ることとなる	大阪倫敦間通信輜輶時の必要に應じ第二回路の設定をなし得ることとなる	大阪倫敦間通信輜輶時の必要に應じ第二回路の設定をなし得ることとなる	東京リオデジヤネイロ間の無線電話連絡に依り本邦とブラジル國間に國際通話の取扱を開始す
獨逸及ソビエト聯邦に依り分割合併せられたる舊ボーランド地方宛電報は夫々併合國	獨逸及ソビエト聯邦に依り分割合併せられたる舊ボーランド地方宛電報は夫々併合國	獨逸及ソビエト聯邦に依り分割合併せられたる舊ボーランド地方宛電報は夫々併合國	する寫眞電報の取扱を開始す

年次 月次	摘要	要
八 同	時局重大化に伴ひ報道の迅速を期する爲 盟通信社内に東京中央電信局分室を設置し 對外放送無線電報を取扱ふこととす	
九 同	靖國丸對歐船舶國際通話の取扱開始す	
同	本邦「サンチャヤゴ」間に直通無線電信連絡 を開始す	
十 同	國際無線電氣委員會第八回會議巴里に於 開催當省より委員出席す	
二 同	「ヴェノスアイレス」中繼にて「ブラジル 國との國際通話取扱開始す	
三 同	本邦との間に直通無線連絡なき歐洲諸國 本邦著電報を「マツケー」無線經由にて貳 扱開始す	
	放送無線電報の受信人は一定條件の下に國 際放送電報規則に依る對外放送電報を受信 し得ることゝし關係省令並に公達改正す	
	國際電信電話會議及國際無線通信會議を 「カイロ」に於て開催す	
	日本無線電信會社法中改正法律施行之に伴 ひ同法施行令中改正され日本無線電信株式 會社及國際電話株式會社は合併の上新に國	

年次	月次	摘要	要
一四	同	國際電氣通信株式會社成立す	
一 同	十 同 同	外國電報規則及同規程中改正を行ひ料金の 還付は總て通貨を以てし又加入電話機設置 場所居住者も當該加入電話に依り外國電報 の託送を爲し得ることゝす	
六 同	同	本邦「ホノルル」間無線電話連絡に依り本 邦「ハワイ」群島間に國際通話取扱開始す 「オスロ」に於て國際電話諮詢委員會第一 乃至第五報告者委員會開催本邦より委員 出席す	
同	本邦「サンチャゴ」間に直通無線電話連絡 開設され本邦智利間の國際通話取扱開始す 船員法の改正に伴ひ醫事通報制度を制定、 外國無線電報規則、同取扱規程を改正す 東京桑港「プレスワイヤレス」局間に直通 無線電信連絡開設せられ専ら日米間に發著 する新聞電報の取扱を開始す		
同	東京羅馬間に無線電話連絡開設す 「カイロ」改正國際電氣通信條約附屬電信 規則及電話規則無線電信規則等實施、之に 伴ひ國內施行規定たる外國電報規則、同規		

政府は我國對外通信の自主獨立を確保する目的で大正十四年日本無線電信株式會社法を制定し、之に據り日本無線電信株式會社を設立して對外無線電信設備の建設及維持に當らしめることゝし、更に昭和七年別に國際電話株式會社の提供する設備を使用して對外無線電話業務を開始したのであるが、其後の國際情勢の變化に對應して、對外電氣通信施設の綜合計畫の樹立並に之が統制ある遂行を圖るの必要切なるものがあつたのに鑑み、昭和十二年四月二日法律第四十四號を以て日本無線電信株式會社法に必要な改正を加へ、昭和十三年三月十二日國際電話株式會社と合併し茲に國際電氣通信株式會社の成立を見るに至つたのである。

#### 口、會社の目的

會社の主たる目的は我國對外電氣通信の設備及其の附屬設備を爲し之を政府の用に供するにあつて、從來主として

#### ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は日本無線電信株式會社設立當時は二千萬圓であつたが、昭和十三年三月國際電話株式會社との合併に依り五百萬圓を増加して二千五百萬圓となつてゐたが、更に昭和十五年七月東亞電氣通信網整備擴充を遂行するた

### 一、國際電氣通信株式會社

#### イ、會社の設立

政府は我國對外通信の自主獨立を確保する目的で大正十四年日本無線電信株式會社法を制定し、之に據り日本無線電信株式會社を設立して對外無線電信設備の建設及維持に當らしめることゝし、更に昭和七年別に國際電話株式會社の提供する設備を使用して對外無線電話業務を開始したのであるが、其後の國際情勢の變化に對應して、對外電氣通信施設の綜合計畫の樹立並に之が統制ある遂行を圖るの必要切なるものがあつたのに鑑み、昭和十二年四月二日法律第四十四號を以て日本無線電信株式會社法に必要な改正を加へ、昭和十三年三月十二日國際電話株式會社と合併し茲に國際電氣通信株式會社の成立を見るに至つたのである。

## 2. 電氣通信事業關係法人の概要

年次	月次	摘要	要	年次	月次	摘要	要
九 同		宛電報と同一條件に依り取扱はることゝなる				又は大阪ペールート間無線經由に依り取扱ひ得ることゝなる	
		日米間國際電話料金の大巾値下を斷行す				同 東京印蘭間國際電話新協定成立す	
		佛蘭西非占領地域宛電報は東京壽府間無線				同 東京ベルン間直通無線電話連絡を開始す	

め五千五百萬圓を増加して現在八千萬圓である。その内譯は左の通りである。

區別	内	譯	
		政府出資	民間出資
(1) 公稱資本金	政府出資	現物出資 三五、〇二〇、〇〇〇圓(四六、〇〇〇株)	現物出資 七〇〇、四〇〇株)
八〇、〇〇〇、〇〇〇圓(一、六〇〇、〇〇〇株)	現金出資	三七、七〇〇、〇〇〇圓(七五四、〇〇〇株)	五三、六〇〇株)
	計	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓(八〇〇、〇〇〇株)	八〇〇、〇〇〇株)
(2) 拂込資本金	民間出資	現物出資 二二、七〇〇、〇〇〇圓(四五四、〇〇〇株)	現物出資 一七、三〇〇、〇〇〇圓(三四六、〇〇〇株)
五九、九三一、〇〇〇圓	新計	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓(八〇〇、〇〇〇株)	八〇〇、〇〇〇株)
	舊計	二、三〇〇、〇〇〇圓(五〇圓拂込)	二、三〇〇、〇〇〇圓(五〇圓拂込)
	現物出資	三五、〇二〇、〇〇〇圓(五〇圓拂込)	三六、二二六、〇〇〇圓(二二一、五〇圓拂込)
	現金出資	一、二〇六、〇〇〇圓(二二一、五〇圓拂込)	三八、五二六、〇〇〇圓(二二一、五〇圓拂込)
	計	一三、六二〇、〇〇〇圓(三〇圓拂込)	七、七八五〇〇〇圓(二二一、五〇圓拂込)
	計	二一、四〇五、〇〇〇圓	二一、四〇五、〇〇〇圓

政府株中二百三十萬圓(四萬六千株)は會社設立當時政府所有の原ノ町及富岡の無線電信設備及當時計畫中の名古

屋無線電信局の送受信所の敷地を現物出資したもので、三千五百二萬圓は今回整備擴充を計畫せられた大東亜電氣通

信網の一環を爲すものとして、東京名古屋間及福岡鴨綠江

流心間の無裝荷「ケーブル」並に其の附屬設備を政府より會社に現物出資したので、右の内三千三百十八萬五千圓(六十六萬三千七百株)は通信事業特別會計の、又百八十三萬五千圓(三萬六千七百株)は朝鮮總督府特別會計の出資となつてゐる。

會社は多額の資金を必要とする關係上特に社債發行限度を拂込株金額の三倍迄擴張され、其の元本の償還及利息の支拂に付ては政府に於て之を保證することが出来るとなつてゐる。

會社の一般株主に對しては其の利益を保護する爲、利益配當が一般拂込株金額の年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

尙會社の特典の主なものを擧げれば左の通りである。

(1) 會社の通信「ケーブル」設備を以て營む事業に付ては昭和十五年一月一日より十年間所得稅及營業収益稅を免ぜられ、尙地方稅も原則として免ぜられることになつてゐる。尙又政府の現物出資に因る資本の増加及其の目的物たる不動産に關する權利の取得に對する登錄稅を減額せられる。

(2) 會社の主たる目的とする電氣通信設備の建設及保守を爲す場合には電信線電話線建設條例が準用せらる。

回路名	回路數	止中ノモノ 上記ノ中休
對外無線連絡	三八	
對外無線電信	一七	
對外無線電話	一〇	
對外無線寫真電信	一〇	
對船舶	一〇	
對外無線電話放送	一〇	
無線電話放送	一〇	
二、有線設備	三六	

東京名古屋間第二ケーブル、福岡安東間の日滿連絡ケーブル並に其等の附屬設備一切を遞信省及朝鮮總督府より現物出資を受け昭和十五年七月二十日會社の手に依り業務開始すると共に直ちに有線通信網の新增設計畫の實施に着手し八ヶ年の豫定を以て内地上海間連絡ケーブル第二日満連絡ケーブル等内地大陸を結ぶに必要とするケーブル並に名古屋福岡間の會社ケーブル

に依る連絡を完成する事となつて居り既に昭和十六年末に名古屋大阪間約二〇〇糎の開通を見る豫定である。

### 三 在外施設

皇軍の海南島上陸以來會社は軍及關係方面の依頼に依り同島に於ける電氣通信施設の建設運営を爲しつゝある。

### 四 其の他

會社は東亞に於ける電氣通信の整備擴充を圖る爲め左の通り各關係會社に對して出資をなしてゐる。

蒙疆電氣通信設備株式會社	(舊)一、二〇〇、〇〇〇株 計一、六〇、〇〇〇株
華北電信電話株式會社	(一株ニ付 舊五〇圓拂込)
華中電氣通信株式會社	(一株ニ付 五〇圓拂込)
日本電信電話工事株式會社	(一株ニ付 三七圓五〇拂込)
滿洲電信電話株式會社	(一株ニ付 二、五〇圓拂込)
廈門電氣通信株式會社	(一株ニ付 五、六〇〇株)

(一株ニ付 二、五〇圓拂込)  
臺灣通信工業株式會社  
(一株ニ付 二、五〇圓拂込)

### 本、會社に對する交付金及報效金

一、政府は會社の設備に對して左の交付金を會社に交付することになつてゐる。

- (1) 會社の無線設備を使用したときは會社が該設備を邦收得分に當るものに、電報に付ては百分の七十五、電話に付ては百分の九十を乗じた金額
- (2) 會社の有線設備を使用したときは會社が該設備を政府の用に供するに要する經費の二分の一に當る金額及該設備を使用して政府の取扱つた電氣通信の修整料金に一定の割合を乗じた金額の合計額

二、會社は毎營業期に於て配當し得べき利益金額が拂込資本金額に對し一年百分の十二の割合を超過する場合は、該超過額の二分の一を報效金として政府に納付することになつてゐる。

### 二、會社の組織(附錄電氣通信事業關係機關)

一、事務所  
會社の主たる事務所を東京に置き、大阪、京城、臺北に支社を、福岡、バラオ及神戸に出張所を設けてゐる。

### 二、株主

## 二、日本電信電話工事株式會社

### イ、會社の設立

株主は政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法令に依つて設立した法人であつて、其の議決權の過半數が外國人又は外國法人に屬しないものに限ることになつてゐる。

### 三、役員

取締役十五名以内、監査役四名以内を置き取締役及監査役は三百株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任し、取締役中より社長一名、副社長一名、常務取締役四名以内を互選する。尙顧問若干名を置き得ることになつてゐる。

### 四、業務の執行

社長は會社を代表し且會社の一切の業務を總理し副社長及常務取締役は社長を輔佐して會社の業務を掌理し、取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を議決することになつてゐる。

### ト、會社の監督

政府は會社の業務を監督し、之が爲必要的命令を發し又は電氣通信設備を爲すべきことを命ずることが出来る。又會社は取締役及監査役の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、合併並解散に付政府の認可を受けることを要し、會社の決議又は役員の行爲が法令、法令に基く處分若は定款に違反し又は公益を害すると認められる場合は其の決議を取消し又は役員を解任することが出来る。尙監理官を置き其の業務を當時監視せしめ事業の適切な運行を期してゐる。

從來遞信省に於ける電信電話工事請負の状況は、各電氣通信機材製造會社の請負工事相互間に技術的連繋無く且責任の歸趨不明で運行上屢々支障を來すのみならず、各製造會社に於ても不經濟な人的物的設備の重複を生ずるの止む無き状態であつたが、偶々遞信省に於て昭和十二年以降五箇年計畫に依る電信電話の大擴張工事の遂行上工事の合理化、經濟化を圖る爲請負工事範圍の擴張を行ふべき趨勢にあつたが、之が請負工事の合理的成果を期するには叙上の分業的請負制度の不合理性、不經濟性を排除し各社協力の下に單一の請負工事會社を設立するの要があり、又離つて我が國電氣通信機材の海外進出の跡を顧るに、各製造會社間に何等の連絡統制機關なく徒らに放任せられて居た結果、大資本を有する歐米各國電氣通信機器製造會社の統制ある進出力に拮抗し得ず、されば可惜優秀な製造技術を有しながら諸外國の跳梁に委ね居る實情であつたので、茲に統制ある海外進出機關を設立するの必要ある點等に鑑み、昭和十二年四月本邦に於ける電氣通信機材製造會社たる日本電氣通信會社外十八社協議の結果本會社の設立を見たのである。

因に本會社は商法に基く株式會社である。

## 二、會社の目的

會社の營業目的とする所は左の通りである。

- (1) 電氣通信設備及其の附屬設備の建設工事の請負
- (2) 電氣通信に關聯する事業への投資
- (3) 外國に於ける電氣通信事業への投資經營、設備の建設及保守の請負、設備の貸付並に電氣通信用品の販賣
- (4) 前各號に必要な一切の業務

## ハ、會社の資本金

會社の資本金は二千萬圓（一株五拾圓、四拾萬株、半額

拂込済）で、現在株主たる會社は三十六社である。

## 二、會社事業の概要

### 一、内地に於ける請負工事の實績

會社の既往に於ける主なる請負工事は殆んど遞信省及び就中自動電話交換局開始又は改式に伴ふ線路、機械、宅内工事、長距離ケーブル施設及中繼所局内工事、航空、航路標識又は氣象無線局新設工事等は何れも工事費の経済化並に技術上の成果を擧げてゐる。

區 別	十二年 度					十三年 度					十四年 度					十五年 度				
	金 額		金 額		金 額		金 額		金 額		金 額		金 額		金 額		金 額		金 額	
市内電話關係工事	六、九三三、二七六	円	一、九〇七、九六五	円	三、三四六、八〇二	円	五、四〇三、〇七九	円	二、九二一、三四四	円	一、〇一一、九〇五	円	四九五、七二六	円	五五七、三九四	円	六、七六三、八七二	円	一六、九七二、三七八	円
電信及市外電話關係工事	一五、七六八、六八七	円	二、九五九、〇六〇	円	二五七、三五〇	円	二五七、三五〇	円	一、一二三、四一五	円	一、〇一、九〇五	円	一、〇一、九〇五	円	一、〇一、九〇五	円	一、〇一、九〇五	円	一、〇一、九〇五	円
無線關係工事	三七三、五〇〇	円	二三、〇七五、四六三	円	五、一二三、四一五	円	五、一二三、四一五	円	一、一二三、四一五	円	一、〇一、九〇五	円	一、〇一、九〇五	円	一、〇一、九〇五	円	一、〇一、九〇五	円	一、〇一、九〇五	円
合																				

## 二、外地に於ける請負工事の實績

釜山、京城、咸興、嘉義各自動電話局々内工事を始め各

地の市外電話ケーブルの施設、航路標識無線電信設備工事其の他軍の無線電信設備工事等十三年度に百三十一萬

九千四百圓、十四年度に九十二萬二千圓、十五年度には百七十七萬六百圓の請負工事を施工した。

## 三、滿洲に於ける請負工事の實績

日満直通無線荷ケーブル中新京奉天間の施設工事を始め各地間の長距離ケーブルの施設並に中繼所局内工事等大東亜通信網の確立に協力し、十三年度に五百九十六萬九百圓、十四年度に三百四十二萬五千圓、十五年度には二百五十一萬五千五百圓の請負工事を施工した。

## 四、支那事變に際して支那方面に於ける會社の活動

支那に於ける電氣通信事業再建設の爲資材の提供、工

事施工並に應急措置に關し關係方面より會社の進出を要望せられたので會社は資材並に工事能力の整備を行ふと共に滿蒙支の各地に支店及出張所を置き其の使命の遂行に當つてゐるが戰時統制下の資材入手困難、輸送の梗塞にも關らず占領地域の治安確立に伴ひ請負工事は左表の如く多額に達し、事變後主な電氣通信工事は殆んど會社の施工による外、支那向電氣通信機材の統制販賣を行ひ以つて自由競争に基く粗選品の進出を防止し常に安價で且優良な機材の迅速供給に努力したのである。

區 別	十二年 度		十三年 度		十四年 度		十五年 度	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
工事關係	二、六九九、二七〇	円	六、四五〇、八九二	円	七、九六五、六〇三	円	四、四七一、六五五	円
販賣關係	二四九、〇四一	円	八、八〇二、〇一四	円	一七、九六六、五六四	円	一一、五一六、一五〇	円

右工事の主なものは天津自動電話局復舊工事、張家口、大同、厚和、北京、上海、青島の各自動電話局改式又は開始工事、各地放送局、航空標識局の新設或は復舊工事、北京天津間搬送式市外ケーブル施設並に中繼所工事、上海南京間市外電話線路工事、蒙疆に於ける電信電話整備工事等である。

尙關係の向と協力し華中電氣通信株式會社の前身たる華中電信公司及び蒙疆電氣通信設備株式會社、華北電信電話株式會社等の設立に參與し又出資、資材の供給、工事の引受等に依り此等會社の事業運営に協力して居る。

## 五、海外販路の擴張計畫

海外販路の進展に付ても考慮を拂ひ既に南米アルジル

國への進出を得、又東亞共榮圈内南進の國はに對應し本邦電話技術の優秀性を宣傳する一方現地調査に努めし結果泰國に於ては既に相當の註文を期待出来る素地を作ることを得た。

六、電氣通信に關聯する事業への投資  
會社が電氣通信に關聯する事業へ投資した金額は左の通りである。

區	別	拂込金額
蒙疆電氣通信設備株式會社	四、六〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇
華北電信電話株式會社	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
北支那開發株式會社	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
中支那振興株式會社	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
國際電氣通信株式會社	三五〇、二五〇	三五〇、二五〇
臺灣通信工業株式會社	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
日本機械輸出振興株式會社	一、二五〇	一、二五〇
合計	一〇、〇九六、五〇〇	一〇、〇九六、五〇〇

### ホ、會社の組織(附錄電氣通信事業關係機關)

#### 一、事務所

會社の主たる事務所を東京市に置き、北京、上海、張家口、新京に支店を、大阪、京城、天津に出張所を設

誌「電信協會會誌」を發刊し、會員に頒布し意見の發表及斯業上参考記事を掲載して事業の發達に資し、爾來協會員數の増加と資金の充實に伴ひ、講演會、電信競技會等を時々開催し、又内外の事業功勞者を慰勞する等に盡力してゐたのであるが、大正四年六月無線電信法が公布せられ、無線電信の私設の途が拓けると共に、民間に於て、一、二無線技術者養成機關が設立せられたと共に、その後歐洲大戰後の海運界の活況に伴ひ、無線技術者の需要急激に増嵩し養成機關の擴充が要望せられるに至つたので、之等既設養成機關の事業を繼承統一して本協會に於て經營することに決し、之を機として組織を社團法人に改め大正七年九月二十五日遞信大臣の許可を受けて今日に至つたのである。

## ロ、協會の目的

- (1) 協會は電氣通信に關する學術、技藝、法理の講究及電氣通信事業の擴張整備方法の講究並に電氣通信技術員の養成を爲すを目的とし左の事業を營む。
- (2) 電信協會會誌を發行し研究事項の講究を爲すこと
- (3) 講演會、講習會又は研究會を隨時開催すること
- (4) 事業上有益な參考資料を蒐集し之等の圖書を刊行すること
- (5) 事業功勞者を表旌すること

## ハ、協會の資產

### 一、講習所の設立

協會の資產は會費、寄附財產及其の他の收入より成るもので昭和十六年九月三十日現在の資產は約四十七萬二千圓である。

### 二、無線電信講習所の概況

大正八年二月二十一日官民の要望に基き從來散在してゐた無線通信技術者の養成機關の統一、擴充を圖る爲船舶業者等より寄附四十萬圓を得て本講習所の設立を見るに至つたのである。

### 二、卒業生及修業生に付與せられる資格

卒業生に對しては、大正十三年及十四年に於て初めて政府の檢定試験を受けることなく銘衡に依り直に通信士の資格を付與せられたのであるが、當時は教育の程度が低かつたが故に卒業生中成績優秀な一部の者に限り一級資格を付與せられた。然るに其の後施設の改善、制度の整備と卒業生の素質の向上に對する不斷の努力は政府に於ても之を認められ、昭和十二年十二月以來資格を付與せらるゝ範圍も著しく擴大し、その上卒業の資格を付與せられたこととなつた。因に現に此の種の養成機關で斯る特典を有するものは全國中本講習所ある

けてゐる。

## 二、株主

株主は帝國臣民又は帝國法令に依り設立した法人であつて、其の議決權の過半數が外國人若は外國法人に屬しないものに限ることになつてゐる。

## 三、役員

取締役九名以内、監査役三名以内を置き、取締役及監査役は百株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任する。尙取締役の互選に依り社長一名、常務取締役二名以内を置くことになつてゐる。

## 四、業務の執行

社長は會社一切の業務を總理し、常務取締役は社長を輔佐し會社の業務を掌理し、取締役會は取締役を以て組織し會社業務の重要事項を議決することになつてゐる。同年十二月三日之が成立を見、翌年一月十五日には機關雜誌明治二十五年十一月十二日、時の電務局長若宮正音氏及び淺野應輔氏等四十餘名が交詢社に會し、本邦電信事業の發達改善を圖る目的を以て電信協會なる會員組織に依る機關を設け、斯業の發展に關する意見を發表することを協議し同日十二月三日之が成立を見、翌年一月十五日には機關雜誌

## 三、電信協會

### イ、協會の設立

のみである。

現在各科卒業生及修業生に對し付與せられる資格は左の通りである。

科別	卒業生資格	修業生資格
本科	無線通信士第一級	無線通信士第二級
選科	無線通信士第二級	無線通信士第三級

特科	無線通信士第三級	無線通信士電話級
----	----------	----------

### 三、當局の援助

#### 補助金下附

講習所の無線通信士養成業務は平戦時を問はず國家的重要な機關であるが故に政府でも之を重視し、本講習所運営の圓滑を期する爲大正十四年以來毎期補助金を下附して居る。補助金額は當初一萬圓程度であつたが昭和十年以降之を二萬圓に増額された。

#### (2) 遅信省在官者講師派遣

講習所に於ける教授科目中には其の性質上適當な講師を一般より求め難いものが多いで、本科及選科の此の種科目には遅信省より各關係要路の在官者を講師として特に差繰り派遣を受けてゐる。

#### (3) 収容生徒數

支那事變の進展に伴つて無線通信士の需要は激増して來たのであるが之が養成機關としては本講習所以外に確實なものは民間にない爲昭和十三年度以來其の設處置を爲し得ることになつてゐる。

## 四、日本放送協会

### 1、協會の設立

本邦内地の放送事業は大正十三年十一月二十九日社團法人東京放送局の設立を許可され、翌年三月二十二日放送業務を開始したのを始とし、同年一月十日には社團法人名古屋放送局、同二月二十八日には社團法人大阪放送局の設立を許可され夫々同年六、七月の頃放送業務を開始したが、本邦内地の放送事業は一箇の經營主體を以て之に當ることを公益上並に放送事業の發展上最も妥當と認め、大正十五年八月六日社團法人日本放送協會の設立を許可され同月二十日を以て前記三社團法人を解散し其の業務を協會が繼承して今日に至つたのである。

### 2、協會の目的

協會は遅信大臣に依り認許せられた無線電話放送事業其

備を擴充し臨時養成を爲す等養成人員の增加を圖つた。而して通信士の不足は尙甚しい爲昭和十五年度に更に養成施設の大擴張を爲し全能力を擧げて最大限度の養成に努めて居り、生徒收容數も昭和十六年十月現在に於ては昭和十二年十月現在に比し約三倍の増加を示してゐる。

## 本、協會の組織(附錄電氣通信事業關係機關)

### 1、事務所

協會の主たる事務所を東京市に置いてゐる。

### 2、會員

會員は之を分ちて名譽會員及通常會員とする。名譽會員は商議員會の決議に基く會長の推薦に依り、又通常會員は商議員會の決議に基く會長の承認に依り其の資格を有するもので通常會員は會費として年額金三圓を納付することになつてゐる。昭和十六年十月三十一日現在の會員數は二千一百二十一名である。

### 3、役員

會長一名、主理六名以上十五名以下、監事二名、商議員若干名を置き、會長、主理及監事は商議員中より之を互選し、又商議員は東京府下在住の會員中より之を選舉することになつてゐる。

### 四、業務の執行

會長は協會を代表し且會務を統括し、主理は會長を輔佐し、商議員は商議員會に於て重要な會務を審議する。尙會長及主理は協會の理事とせられ、理事は別段の規定ある場合を除くの外總會の決議を經ずして必要な會務の處置を爲し得ることになつてゐる。

### 5、協會の資産

他の無線電氣通信事業を經營し且無線電氣通信の進歩發達を圖るを主たる目的とする。

尙協會は主たる目的に附帶する事業を經營し、又は主たる目的の事業經營に必要な他の事業に出資を爲し得ることになつてゐる。

## 本、協會の組織(附錄電氣通信事業關係機關)

### 1、事務所

協會の主たる事務所を東京市に置き、大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺及札幌には地方の事務執行機關たる中央放送局を設けてゐる。

### 2、會員

會員は會長の承認を経た上一口（金二百圓）以上の出資金を完納し會員名簿に登録せられて其の資格を生ずるものである。昭和十六年三月三十日現在の會員數は五千四百三十名で、出資口數は六千八百十である。

### 三、役員

理事二十五名以内、監事五名以内を置き、尙總裁副總裁各一名及顧問若干名を推薦する事が出来る。理事は互選に依り會長及專務理事各一名、常務理事三名以内を定めることになつてゐる。

### 四、業務の執行

協會の重要事項は理事を以て組織される理事會で之を議定し、會長は協會の業務を總理し協會を代表する。又專務理事は會長の輔佐及業務の掌理を爲し、常務理事は會長の定むる所に依り業務を分擔されてゐる。

## △、協會の監督

放送監督に關する事務は從來遞信省の所管であつたが、昭和十五年末情報局の新設に伴ひ、放送事項に關する指導取締に關する事務は情報局に移管せられ、役員に關する人事、理事會の決議事項、事業計畫及收支豫算等に關する事項は遞信省及情報局の共管となり、放送技術に關する事項等は從來通り遞信省の所管となつた。

### △、新聞社に非ざる社員外の者に通信社の蒐集に係る

- (1) 「ニュース」の供給
- (2) 廣告の取次
- (3) 「ニュース」寫眞及其の製版の供給
- (4) 通信社の事業に關聯する圖書雑誌の出版
- (5) 其の他理事會に於て通信社の目的を達成する爲必要と認めた事業

## △、通信社の資產

通信社の資產は寄附財産、社員の入社金並に社費、事業收入、雜收入及其の他の財産より成るもので、昭和十六年三月三十一日現在の資產は約四百八拾萬圓である。

## △、通信社事業の概要

一、直接には日本の新聞紙に世界の「ニュース」を頒布し間接には我が國民に對して世界を知らしめる爲に、通信社は年中無休の活動を繼續し、全世界から「ニュース」を蒐集して遗漏なきを期してゐる。

二、通信社は世界の代表約二十八社と特約し、それ等が各國に於て蒐集する「ニュース」は悉く通信社が利用し得ることになつてゐる。

三、世界の出來事を漏らさず日本に知らしめる事業と併行して、日本の出來事を世界に打電し、之によつて日本を

ことになつてゐる。

正しく理解させることに努めてゐる。今日通信社の對外的報道の中心をなすものは無電による放送で、現在正式又は非公式に同盟の英文又は佛文ニュース放送電報を受信してゐる主な國々は、獨逸、伊太利、英吉利、佛蘭西ソヴエト聯邦、西班牙、葡萄牙、土耳其、羅馬尼、勃牙利、希臘、iran、南阿聯邦、泰國、馬來聯邦、蘭領東印度、比律賓、佛領印度支那、中華民國、滿洲國、布哇、加奈陀、亞米利加合衆國、秘露、智利、亞爾然丁、アラジル等の諸國である。

四、通信社は昭和十二年七月無線時事通信社の無線放送事業を繼承し、爾來苟しくも日本から海上に向つて放送される「ニュース」は悉く通信社の手に依ることとなつてゐる。

五、日支事變に關する特報は「同盟」の名を全國に高めたが、その爲に通信社が支那各地に特派してゐる記者及び技術者の數は現在百數十名に達してゐる。

六、以上は主として海外「ニュース」事業に就いてであるが、内地の「ニュース」蒐集及び頒布に就いても、通信社は最も細緻なる網を全國に張つて蒐集し、我國に於ける最長の専用電話線、最大量の電報、最新の發信設備と送局に頒布してゐる。

七、通信社が營む附帶事業の最重要なものは經濟通信であ

## △、同盟通信社

### イ、同盟通信社の設立

國際情勢の複雑微妙化並に各國通信界の趨勢に鑑み、我通信自主権を確立すると共に對外報道の重要使命を完全に遂行するに足る實力と信用とを具備する一大國家的通信社を設立することは國家的重要事務として朝野多年の要望であつたが、機愈々熟し昭和十年七月全國有力新聞社、通信社並に日本放送協會が相寄つて社團法人同盟通信社を設立することとなり遞信、外務兩大臣の許可を得昭和十一年六月一日日本電報通信社の通信業務をも繼承し、技に我國唯一の強力通信社の出現を見るに至つたのである。

### ロ、通信社の目的

通信社は正確公平な報道の普及と國際的諒解の増進に資する爲内外の「ニュース」を蒐集編輯し、電信、電話、無線電信、無線電話其の他の通信方法に依り迅速的確に之を社員（社員に付ては別項組織の部を參照されたい）並に海外の通信社及新聞社に通報するの事業を經營することを目的とする。

尙通信社は左の附帶事業を行ひ又は之に出資を爲し得る

つて、經濟通信は通信社の「ニュース」の一部門として各新聞社や放送局に配布するの外、同時にこれを銀行、會社、商店などの個人購読者にも速報してある。

### ホ、通信社の組織(附錄電氣通信事業關係機關一覽五七六頁參照)

#### 一、事務所

本社を東京市に置き、支社を大阪、名古屋、門司、福岡、京城及新京に、其の他國內及海外権要地には總局又は支局を設け、更に重要地點には通信員又は特派員を配置してある。

#### 二、社員

社員は我國に於て日刊新聞を發行する新聞社、社團法人日本放送協會及無線電信、無線電話に依る放送事業を經營する者とし、一定の條件の下に社員として加入し本社「ニュース」の頒布等を受けることが出来る。昭和十六年十月一日現在の社員數は百四十五名である。

#### 三、役員

所定の資格を有する者を理事とし、監事二名を置き、理事の過半數の同意に依り理事の中より推舉した學識經驗ある者(七名以内)の中より他の理事の過半數の同意を以て社長一名及常務理事四名以内を定める。

#### 四、業務の執行

通信社の重要事項は社員總會又は社員の中より選任せ

月發行することとなつたのである。昭和二年一月社團法人の認可を受け、爾來會員數の増加と資金の充實に伴ひ各地に支部を設立し、又電氣通信關係刊行物を發行し各種委員會を設置して電氣通信の發達に貢獻し來つたが、昭和十二年一月電氣通信學會と改稱して今日に至つたのである。

尙此の間昭和十二年十月各關係方面より設立資金の寄附を受け本會が設立者となつて財團法人電氣通信工學校を設立した。

### ハ、學會事業の概要

學會は電氣通信に關する學術技藝の研究、智識の交換を爲し且之に關する事業の振興を圖るをその目的とし、之が目的を達成する爲め講演を爲し雑誌及圖書を發行頒布しその他適當なる事業を督む。

#### 一、刊行物

電氣通信學會雜誌(月刊)、海外通信工學(月刊)及英文日本電氣通信工學(年四回)の外に通信工學ポケットブック、通信工學語集及通信工學通俗叢書等の發行をしてゐる。

從來大阪、新京、仙臺、京城、名古屋、札幌、廣島、福岡の各地に支部を置いてゐたのであるが、昭和十六年である。

### 二、學會の資產

學會の資產は入會金、會費、寄附金、學會の事業及び學會の財產から生ずる收益並に其の他の收入より成るもので昭和十六年三月三十一日現在の資產は二十六萬六千八百圓である。

られた代表者を以て組織される理事會で之を決定し、日常業務は理事會に於て選任せられた社長一名、常務理事四名によつて處理することとなつてゐる。之等常務役員は個々の新聞社又は放送協會に關係せず、殊に政黨派に屬する事又は政治的社會的の實際運動に關係する事を禁じ、以て同盟通信社の不變性獨立性を確保して居る。社長、常務理事及常務監事並に理事會の會長、副會長の就職及解任、定款の變更に付ては政府の認可を受けしめ、社員總會、理事會の決議事項、毎年度事業計畫及收支豫算は之を報告せしめる。

### ヘ、通信社の監督

明治四十四年五月遞信省電氣試驗所内に専ら電信電話の學術技藝に關する智識の交換を爲す目的で第二部研究會を創設したのが本會の起源で、當時會員數僅かに五十名であつて毎週一回講演會を開催し、會長は當時の電氣試驗所長淺野應輔氏であつた。大正三年會名を「電信電話研究會」と改め、更に同六年電信電話學會と改め規則を改正して茲に本會の創立を見、同時に機關雜誌「電信電話學會雜誌」を隔年開催、尙地方に於ても時々地方巡回講演會を開催し、又電氣學會及照明學會と聯合の下に東京及地方交互に毎年二回聯合大會を開催してゐる。

### 六、電氣通信學會

#### イ、學會の設立

電氣通信に關する各種委員會即ち電氣通信用品標準調査、通信機器國產化、電氣通信單位制定、電蝕防止研究、テレビジョン調査、電氣通信用品、物資換算率調査、通信機器磁器材料調査委員會等を設置し、夫々各種の調查研究に當つてゐる。

#### 四、選獎に關する事項

電氣通信學術技藝に關し發明、研究又は著述を爲し其功績顯著な者及電氣通信事業に關し技術上の功績顯著な者に對し功績賞牌を贈呈し又卓越せる著述、優秀な論文に對し記念賞を贈呈其他有益な研究に對する研究費、補助、學術獎勵金の交付等を行つてゐる。

#### 五、講演會、講習會等

學術講演會、專門講習會、通俗講演會等を東京に於て開催、尙地方に於ても時々地方巡回講演會を開催し、又電氣學會及照明學會と聯合の下に東京及地方交互に毎年二回聯合大會を開催してゐる。

**木、學會の組織(附錄電氣通信事業關係機關)**

**七、電氣通信協會**

**イ、協會の設立**

一、事務所  
學會の主たる事務所を東京に置き、大阪、名古屋、廣島、福岡、仙臺、札幌、京城、臺灣、新京に支部を設けてゐる。

**二、會員**

正員は電氣通信に關し高等の學術を修めた者又は其技術に熟達し相當の経験を有するものとし、入會金(一圓)及會費(月額九十錢)を納付することになつてゐる。尙正員以外に名譽員、贊助員、事業維持員及准員を置くことになつてゐる。昭和十六年八月三十日現在の會員數は八千十五名である。

**三、役員**

會長一名、副會長二名、監事一名、幹事八名、評議員二十名を置き、會長及副會長を以て理事とする。會長は内地在住會員中より會員の投票により又副會長、監事、幹事及評議員十名は東京府及其隣接縣下在住會員より、評議員十名は上記地域外在住會員より會員の投票に依り選舉することになつてゐる。

**四、業務の執行**

會長は學會を代表し且會務を統括し、副會長は會長を輔佐し幹事は庶務(二名)會計(二名)又は編輯(四名)の業務を掌ることになつてゐる。

十一萬二千圓である。

**木、學會の組織(附錄電氣通信事業關係機關)**

**一、事務所**

學會の主たる事務所を東京に置いて居る。

**二、會員**

會員は之を分ちて通常會員及び特別會員とする。尙名譽會員を置くことが出来る。會員は理事會の決議に基づく會長の承認に依り其の資格を有するもので、會費として所定の金額を毎年納付することになつて居る。昭和十六年三月三十一日現在の特別會員數九十八名、通常會員數五百八十七名である。

**三、役員**

理事二十五名以内、監事五名以内、評議員若干名を置き、尙總會の決議に依り總裁を推戴することが出来る。會長及び副會長は理事の互選に依り之を定め、常務理事は理事會に於て推舉し、評議員會の承認を経て之を定める。

**四、業務の執行**

會長は學會を代表し、且つ會務を統括し、副會長は會長を輔佐し、常務理事は學會の常務を處理し、監事は業務執行の狀況及び會計を監査する。別に學會の重要事項は總會又は理事會に於て決定する。

**二、學會の資產**

學會の資產は會費、寄附金、補助金及びその他の收入より成るもので、昭和十六年三月三十一日現在の資產は約三

今次事變を契機とし、電氣通信機關の整備擴充とその國產技術に依る諸般の政策を確立すると共に東亞大陸に於て國產通信機械との技術とを以て確固たる地盤を開發し進んでは海外發展の新市場獲得に我國工業の海外進出を誘導せんと之等對策の實行機關として昭和十三年五月二十日社團法人たる本會の設立を見たのである。

**六、協會の目的**

協會は電氣通信に關する事業の振興に寄與する目的とし、左の事業を督む。

- (1) 電氣通信工業の振興に關する調査
- (2) 通信機器及材料の海外進展の助長
- (3) 電氣通信に關する發明の獎勵
- (4) 電氣通信に關する特許の指導
- (5) 電氣通信に關する知識の普及
- (6) 關係文獻の出版及び會誌の發行
- (7) 其の他協會の目的を達成する爲め必要と認むる事業

**八、協會事業の概要**

一、協會は事業目的の諸事項に對し事業委員會、特許委員會

## 八、滿洲電信電話株式會社

### イ。會社の設立

從來滿洲に於ける通信事業は、關東州及南滿洲鐵道附屬地に於けるものは日本政府の經營にかゝり、右地域以外の滿洲國領域に於けるものは主として滿洲國政府（在來は支那政府）の經營にかゝり、同一地域に二個の同種事業相對立し、資本二重投下の弊害あるは勿論、制度及手續にも格段の相違がある等、諸種の事情は相俟て遺憾の點が妙くなかつた爲、公衆の不利不便は實に言語に絶するものがあり、又他面滿洲國の治安維持、產業の開發並に文化及經濟の發展向上を促進せんとすれば、之等通信施設の擴張整備に俟たなければならぬので、日滿兩國政府は茲に鑑みる所あり、

満洲に於ける各地の電氣通信施設を統一し、合理的に經營すると同時に民間資本をも加へ、以て内容充實した組織たらしめるの急要を認め、昭和八年三月二十六日日滿合辦會社に依る會社設立の協定を了し、同年八月三十一日本會社の設立を見るに至つたのである。

### ロ、會社の目的

會社の主たる目的は關東州、南滿洲鐵道附屬地及滿洲國行政權の下にある地域に於て、電信、電話、無線電信、無

線電話、放送無線電話其の他の電氣通信事業の經營を爲すに在る。但し鐵道及航空事業に附帶するもの並に官署及警備専用のものは含まない。

會社は日滿兩國政府の認可を受け、會社の主たる事業の外之に附帶する事業を營むことが出来るのである。

### ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は日本國通貨一億圓で、これを二百萬株（一株五拾圓）に分ち、内五十五萬五千株（二千七百七十五萬圓）は日本國政府の、三十四萬五千株（一千七百二十五萬圓）は滿洲國政府の持株で残り百十萬株（五千五百萬圓）は一般民間株である。

會社の一般株主に對しては其の利益を保護する爲、利益配當が年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

尚會社の特典の主なものを挙げれば左の通りである。

- (1) 會社の財產、所得及營業、會社の爲す登記及登錄並に事業に要する物件に對しては、租稅其の他一切の公課を免ぜられる。
- (2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用、料金の徵收其の他事業經營上必要な事項に關しては、從來官營電氣通信事業に與へられたと同様の特權を享けてゐる。

### ニ、會社事業の概要

〔第三編外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況の項二一五頁参照〕

### ホ、會社の組織

〔附錄電氣通信事業關係機關の組織一覽五八四頁參照〕

總裁は總裁を輔佐し且會社の經營に參與し、理事は總裁を輔佐し、且會社の業務を分掌し、監事は當時會社の業務を監査し、取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を決議することになつてゐる。

### ヘ、會社の監督

會社は蒙疆聯合委員會の「電氣通信事業は其の經營を合理化する爲郵便事業と合同經營とし聯合委員會之に當るが、優秀な技術と多額の資金を必要とする電氣通信設備に付ては主として日本の技術及資本に依存し、事業の健全な普及發達を圖るを必要とするので、蒙疆地域に於ける官營、省營、民營の電氣通信設備を統一し、設備の合理化を圖ると共に之に民間資本をも加へて、内容の充實した經營體を組織し、之をして電氣通信設備及附屬設備の一元的提

### 一、事務所

會社の主たる事務所を新京に置き、大連、奉天、新京哈爾濱、牡丹江、齊々哈爾、承德に管理局を東京に事務局を、大阪及新潟に夫々事務所を設けてゐる。

### 二、株主

株主は日滿兩國の政府、公共團體若くは國民又は兩國の法令の何れかに依り設立した法人であつて、其の議決權の過半數が兩國の國民若くは法人に屬するものに限ることになつてゐる。

### 三、役員

取締役五名、監査役三名を置き、取締役及監査役は日滿兩國の何れか一方の國民たる事を要することになつてゐる。尙取締役及監査役は十株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任し取締役は總裁一名、副總裁一名及理事三名を、監査役は監事一名を互選することになつてゐる。

### 四、業務の執行

總裁は會社を代表し且會社の一切の業務を總理し、副

## 九、蒙疆電氣通信設備株式會社

### イ、會社の設立

會社は蒙疆聯合委員會の「電氣通信事業は其の經營を合理化する爲郵便事業と合同經營とし聯合委員會之に當るが、優秀な技術と多額の資金を必要とする電氣通信設備に付ては主として日本の技術及資本に依存し、事業の健全な普及發達を圖るを必要とするので、蒙疆地域に於ける官營、省營、民營の電氣通信設備を統一し、設備の合理化を圖ると共に之に民間資本をも加へて、内容の充實した經營

供を爲さしめるの方針」に依り、昭和十三年三月制定せられた蒙疆電氣通信設備株式會社法に基き、同年三月五日設立せられたものであつて、本會社の特殊的使命と、本事業の公共的性質とに鑑み之を聯合委員會の特殊法人としたものである。

### 四、會社の目的

蒙疆地域に於て電氣通信設備及其の附屬設備を爲し、之を鐵道通信、公衆通信及警備通信の用に供することを主な目的とし尙蒙古聯合自治政府の認可を受け電氣通信に関する事業及之に對する投資をも爲し得られる。

### 八、會社の資本金及特色

會社の資本金は設立當時は日蒙折半出資で蒙疆法幣一千二百萬圓であつたが昭和十六年度に於て倍額増資をなし資本金二千四百萬圓である。その内訳は蒙古聯合自治政府の現物出資二百萬圓、蒙疆銀行八百萬圓、國際電氣通信株式會社八百萬圓、日本電信電話工事株式會社六百萬圓である。

會社は多額の資金を必要とする關係上特に社債發行限度を拂込株金額の三倍とし、其の元利金支拂は蒙古聯合自治政府に於て保證することになつて居る。

會社の資金吸收上の便宜を考慮し増資、社債には特例を設けてあると共に株主の利益保護の爲蒙古聯合自治政府は

三「キロワット」を新設し、對奉天は五〇〇「ワット」を一「キロワット」に強化した。

### 木、會社の組織(附錄電氣通信事業關係機關)

#### 一、事務所

會社の主たる事務所を張家口に置き、東京、張家口、大同、厚和、包頭に出張所を設けてゐる。

#### 二、役員

理事長一名、副理事長一名、常務理事二名、理事四名以内及監事三名以内を置き、之等の役員は總て株主總會に於て選任することになつてゐる。

#### 三、業務の執行

理事長は會社を代表し理事會の議長となり會社一切の業務を總理し、副理事長は理事長を輔佐し社務を掌理し、理事は理事長及副理事長を輔佐し社務を掌理し、監事は社務を監査し、理事會は理事長、副理事長及理事を以て組織し社務の重要事項を議決することになつてゐる。

### ヘ、會社の監督

蒙古聯合自治政府は會社の業務に關し監督上必要な命令

を爲し、又必要な電氣通信設備若は其の附屬設備を爲すことを命じ、會社の電氣通信設備若は附屬設備に屬する物件の讓渡又は擔保、理事長、副理事長、理事及監事の選任及

年六分の配當保證をして居る。

尙會社の特典の主なものを擧げれば左の通りである。

- (1) 會社の財產、所得及事業、會社の爲す登記及登錄並に會社の事業に要する物件に付ては租稅その他一切の公課を免除せられる。
- (2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用、其他電氣通信設備の建設保守を爲すに必要な事項に關しては從來官營電氣通信事業に認められた所と同様の特權を享けてゐる。

### 二、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支  
外國に於ける電  
氣通信事業の概況  
項二二二頁參照

一、昭和十三年八月には張家口局を、昭和十五年六月には大同局を夫々自動交換方式に變更して其の面目を一新し放送局を五〇〇「ワット」に増強、昭和十七年中には大同放送局をも開設の豫定である。

二、放送無線電話に關しては昭和十三年十一月張家口放送局に於ける既設一〇「ワット」小電力放送設備を五〇〇「ワット」放送設備に改良した。尙昭和十六年度中には厚和放送局を五〇〇「ワット」に増強、昭和十七年中には大同放送局をも開設の豫定である。

三、無線電信設備に關しては昭和十四年七月一日對東京の

解任、定款の變更、利益金の處分、社債の募集、合併並に解散の決議等に付ては蒙古聯合自治政府の認可を受けしめることになつてゐる。

### 一〇、華北電信電話株式會社

#### イ、會社の設立

日支事變を契機として、中國の更生及東亞の和平確立を目的とする諸種の建設工作が著々と進行を見るに至つたが是等各般の施設の先驅たるべき電氣通信事業の統一整備と圓滑な運行は最も重要且緊急視されるに至つたので、中華民國臨時政府は其の國家的社會的必要性に鑑み中日滿合辦の株式會社を組織し、華北電氣通信事業を統合一元化し其の發達を圖る爲に、民國二十七年（昭和十三年）七月三十日「華北電信電話株式會社條例」を制定公布し、同年八月一日より其の業務を開始するに至つたのである。

會社は華北に於ける電氣通信の統合發達を圖ることを目的とし左の事業を營む。

- (1) 電氣通信事業の施設及經營（放送無線電話事業を除く）
- (2) 電氣通信施設の貸付及受託保守

- (3) 電氣通信事業の受託管理  
 前各號の事業に附帶する事業  
 (4) 電氣通信に關係ある事業に對する投資  
 其の他特に政府の認可を受けたる事業  
 (5) (6)

#### ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は國幣三千五百萬圓で、その内譯は臨時政府一千萬圓（内現物出資六百萬圓）、國際電氣通信株式會社三百九十九萬一千圓、日本電信電話工事株式會社、滿洲電信電話株式會社各四百萬圓、北支那開發株式會社一千三百萬圓其の他九千圓である。會社の社債發行限度は拂込株金額の二倍迄擴大され、社債權者は優先辨濟權を有する。尙會社の使命に鑑み、政府其の他に對しては利益配當に關し差等を附し得るの便法がある。

尙會社の特典の主なものを擧げれば左の通りである。

- (1) 會社の財產、所得及營業、會社の爲す契約、登記及登錄並會社の事業に要する物件に付ては租稅其の他一切の公課を免ぜられる。
- (2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用其の他通信事業經營に關し必要なる一切の特權を有す。

#### 二、會社事業の概要

〔第三編外地及滿蒙支竝に外國に於ける電氣通事業の概況の項二二五頁參照〕

會社の設立に到るまでの過渡期に於ては華中電信公司の名稱を以て國際電氣通信株式會社及日本電信電話工事株式會社の兩會社が一體となり、對內對外通信及主要都市に於ける電信電話の復舊並に運營に當つてゐたのである。斯る間に華中電氣通信株式會社の設立準備も日本側の支援の下に着々進行し、中國維新政府の「華中電氣通信株式會社ニ關スル件」に依り日支合辦の中華特殊法人として、昭和十三年七月三十一日其の設立を見るに至り、華中電信公司の施設及業務を繼承して同年八月一日よげ其の業務を開始したのである。

#### ・口、會社の目的

會社は中支那に於ける電氣通信事業を一元的に統制し、其の圓滿な發達を圖ることを目的とし左の事業を營む。

- (1) 電氣通信事業の統制經營
- (2) 電氣通信施設の貸付
- (3) 投資

#### ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は一千五百萬圓で、其の内譯は維新政府の現物出資五百萬圓、中支那振興株式會社六百萬圓、國際電氣通信株式會社二百萬圓、日本電信電話工事株式會社二百萬圓である。

### 本、會社の組織〔附錄電氣通信事業關係機關の組織一覽五八六頁參照〕

#### 一、事務所

會社の主たる事務所を北京に置き、東京に出張所を設けてゐる。

#### 二、役員

取締役十二名以内及監査役三名以内を置き、取締役及監査役は十株以上を所有する株主中より選任することになつてゐる。尙取締役は總裁一名、副總裁一名及理事六名以内を互選することになつてゐる。

#### 三、業務の執行

總裁は取締役會の議長となり且會社一切の業務を總理し、副總裁は總裁を輔佐し、理事は總裁を輔佐し、社務を分掌し、取締役會は取締役を以て組織し重要な社務を決議することになつてゐる。

### 一一、華中電氣通信株式會社

#### イ、會社の設立

今次事變に當り中支の電信電話は被害殊に甚大であったが、國民政府の首都南京及支那經濟の中心上海を擁する關係上、電氣通信の復舊並に運營は一日も忽せに出來ない情勢なので、之が爲連信省より屢々電政要員を派遣し、又新

尙會社の特典の主なものを擧げれば左の通りである。

- (1) 會社の財產、所得及事業、會社の爲す契約登記及登錄並に事業の專用に供する物件に對しては、租稅其の他一切の公課を免除せられる。
- (2) 電氣通信設備の建設保守及業務の取扱等に關して必要な特權を付與せられる。

#### 二、會社事業の概要

〔第三編外地及滿蒙支竝に外國に於ける電氣通信事業の概況の項二三五頁參照〕

#### 木、會社の組織〔附錄電氣通信事業關係機關の組織一覽五八九頁參照〕

#### 一、事務所

會社の主たる事務所を上海に置き、上海、杭州、蘇州、南京、漢口に營業所を、東京に出張所を設けてゐる。

#### 二、役員

取締役五名以上及監査役二名以内を置き、取締役及監

任することになつてゐる。尙取締役は社長一名、副社長一名及常務取締役三名を互選することになつてゐる。

### 三、業務の執行

社長は會社を代表し、取締役會の議長となり會社の業務を總理し、副社長は社長を輔佐し會社の經營に參與し常務取締役は社長を輔佐し社務を分掌することになつてゐる。尙取締役會は取締役を以て組織し社務の重要な事項を議決することになつてゐる。

### 四、會社の監督

政府は會社の事業に關し公益上必要な命令を爲し、又其の設備に付き公益上必要な措置を爲し、會社の定款中重要事項の變更、社長及副社長の選任及解任、合併及解散の決議等に付ては政府の認可を受けせしめることになづてゐる。

## 一二、廈門電氣通信株式會社

### イ、會社の設立

今次事變に當り皇軍の廈門を占領するや南支福建大陸の關門を扼する同島の重要性に鑑み且對華僑工作の必要上當地方に於ける電氣通信施設の復舊及運營は一日も忽せにすべからざるを以て軍の委託を受け臺灣總督府より通信隊を

還及利息の支拂に就き政府の保證を受け得られる事になつてゐる。尙會社は一般株主に對しては其利益を保護する爲利益配當が年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

(1) 會社の財産、所得及事業、會社の爲す契約、登記及登錄並に事業の專用に供する物件に對しては、租稅其他一切の公課を免除せられる。

(2) 電氣通信設備の建設、保守及業務の取扱等に關しては必要な特權を付與せられる。

### 二、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支那外國に於ける電氣通信事業の概況の項二四五頁参照

#### ホ、會社の組織

(附錄電氣通信事業關係機關の組織一覽五九一頁參照)

##### 一、事務所

會社の主たる事務所を廈門に置き東京及臺北に出張所を設けてゐる。

##### 二、役員

取締役(董事)五名以上及監查役(監察人)二名以内を置き株主總會に於て十株以上を所有する株主中より選任する事になつてゐる。取締役は社長(董事長)一名常務取締役(常務董事)一名を互選することになつてゐる。

三、業務の執行

社長は會社の業務を總理し取締役會の議長となり外部に對し會社を代表す。常務取締役は社長を輔佐して會社の業務を掌理し社長事故ある時は其職務を代行す。尙取締役會は取締役を以て組織し社務の重要な事項を議決することになつてゐる。

### ヘ、會社の監督

會社の資本金は八十萬圓で其内譯は中國側は廈門特別市市政の三十二萬圓舊廈門電話公司の現物出資十萬圓で日本側は國際電氣通信株式會社の二十八萬圓福大公司の七萬圓及現物出資の三萬圓である。

會社の社債發行限度は拂込株金額の二倍迄で其元本の償

派遣し軍の需要に應ずると共に過渡的に一般通信を取扱ひ居りたるが治安の回復及經濟の復興に伴ひ經營體の確立を痛感するに及び日本側の支援の下に會社設立の準備着々進行し昭和十五年十一月廈門特別市市政府の「廈門電氣通信股份有限公司條例」に依り日支合辦の中國特殊法人として昭和十五年十一月十日其の設立を見るに至り從來臺灣總督府通信隊の運營に係る施設及業務を繼承して翌十一月十一日より其業務を開始したのである。

### ロ、會社の目的

會社は廈門島及其附近に於ける電氣通信事業を一元的に統制し其圓滿なる發達を圖ることを目的とし左の事業を營む。

(1) 電氣通信事業の統制經營  
(2) 電氣通信施設の貸付  
(3) 前各號の事業に附帶する事業並に關係事業に對する投資

### ハ、會社の資本金及特色

廈門特別市市政府は會社の事業に關し公益上必要な命令を爲し又其の設備に就き公益上必要な措置を爲し、會社の定款中重要事項の變更、取締役及監查役の選任及解任、合併及解散の決議等に就き政府の認可を受けしめる事になつてゐる。

## 一三、東亞電氣通信事務局

### イ、事務局の開設

東亞に於ける政治經濟文化の強力なる紐帶である、電氣通信業務の改善を圖り其の發達を期する目的を以て日本國電氣通信經營主管廳、蒙古聯合自治政府郵電總局、滿洲電信電話株式會社、華北電信電話株式會社、華中電氣通信株式會社及廈門電氣通信株式會社間に昭和十六年一月二十二日東亞電氣通信に關する業務協定が締結せられ右協定に基

き四月一日東京に事務局が設置せられた。事務局は東亞電氣通信業務協定に關する庶務を掌り各企業者間の事務連絡を主とする單なる媒介庶務機關であつて固より前記企業者に對する行政廳ではない。

事務局は職員として局長、參事各一名及書記若干名を置き、局長及參事は電務局長に於て他の協定當事者と協議の上之を命免し、書記は局長に於て命免することになつてゐる。

## 二、事務局の費用

事務局は協定及附屬書に依り左の事務を行ふこととなつてゐる。

- 一、協定當事者間の各種連絡事務
- 二、會議に關する事務
- 三、電氣通信に關する書類資料及定期刊行物の刊行
- 四、東電氣通信に關する記錄の輯錄及保存
- 五、事務局の會計に關する事務
- 六、其の他電氣通信に關し協定當事者より委嘱せられたる事務

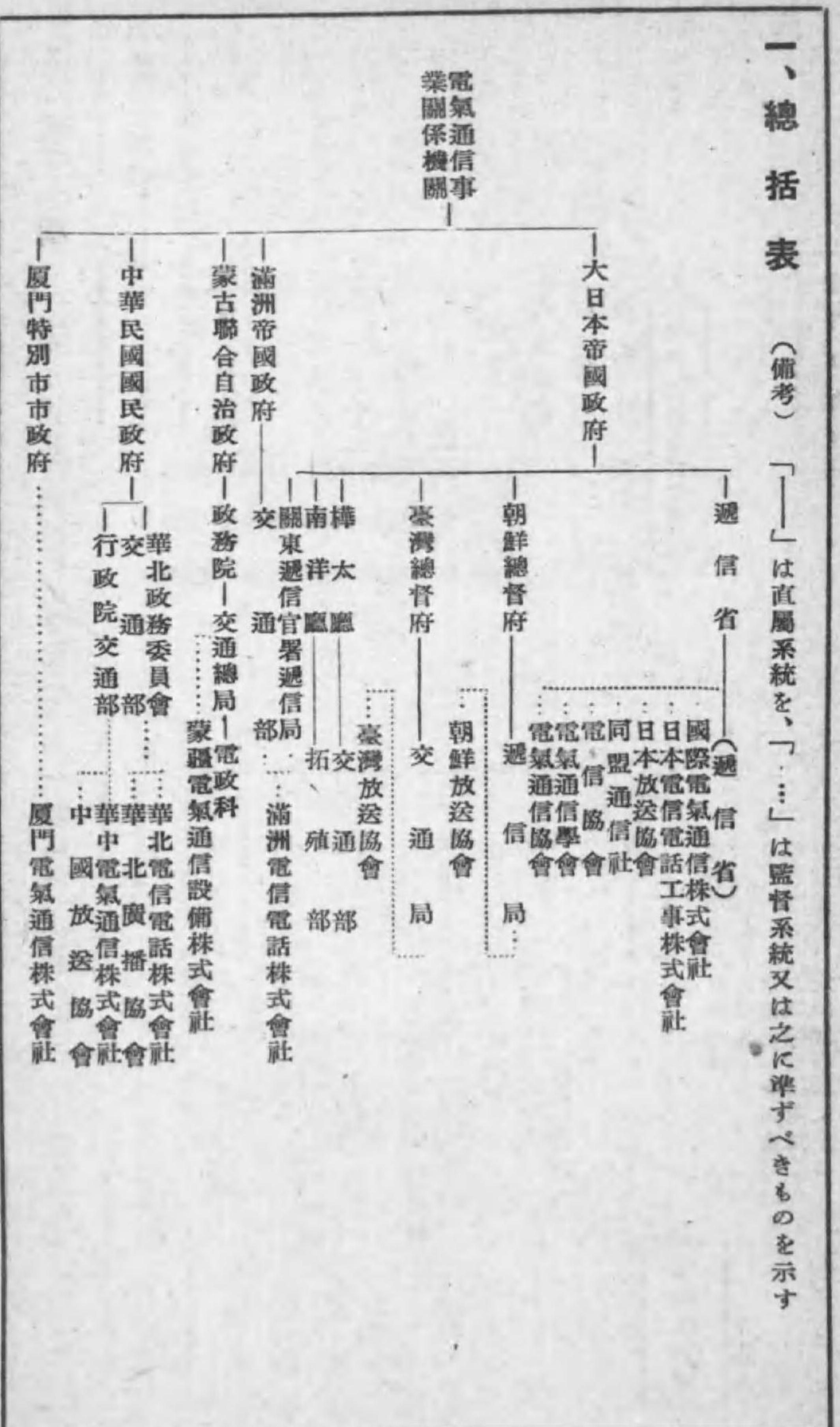
事務局では之等の事務を運行する必要上連絡誌として毎月二回「東亞電氣通信事務局報」を又機關雑誌として「東亞電氣通信」を隔月に刊行し、加盟當事者其の他に配付してゐる。

## 八、事務局の組織

- 一、事務所  
事務局は之を東京市に置くことになつてゐる。
- 二、職員

## 3. 電氣通信事業關係機關の組織一覽

(昭和十六年十一月現在)

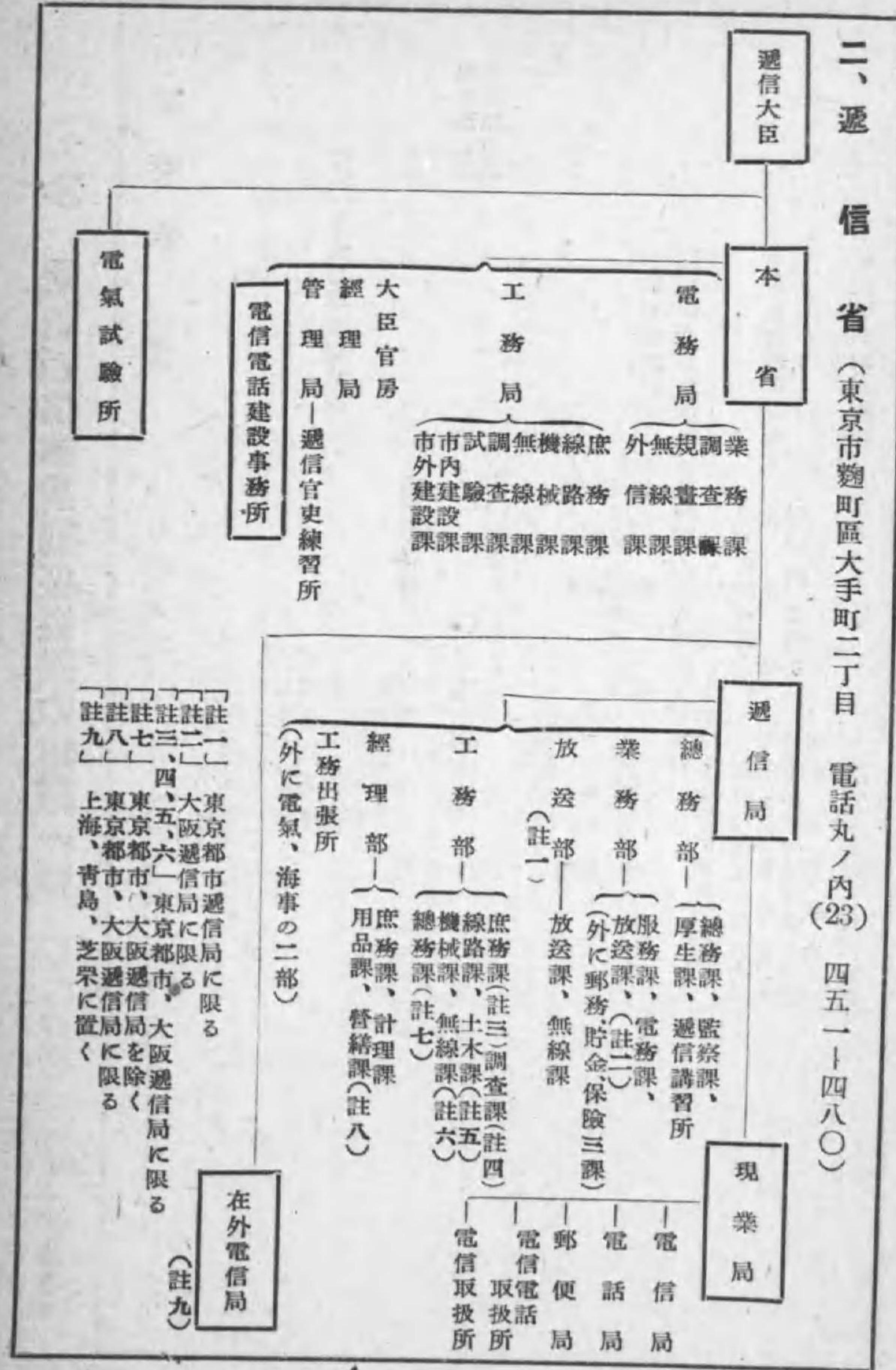


事務局の事務及會計は各協定當事者の監督を受けるのであるが常務の監督は電務局長及他の協定當事者の互選に依る者一名が之に當ることとなつてゐる。

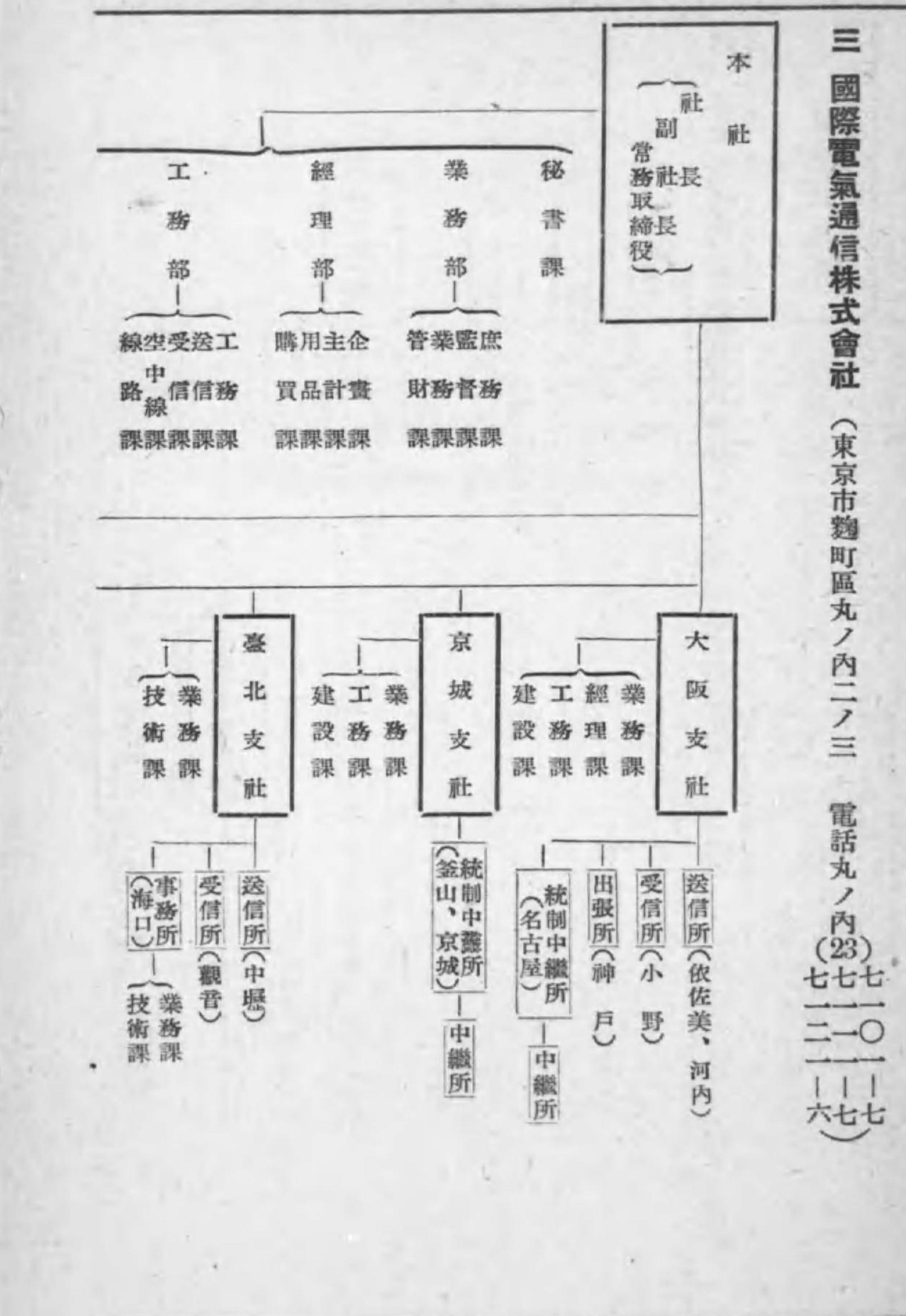
## 九、事務局の監督

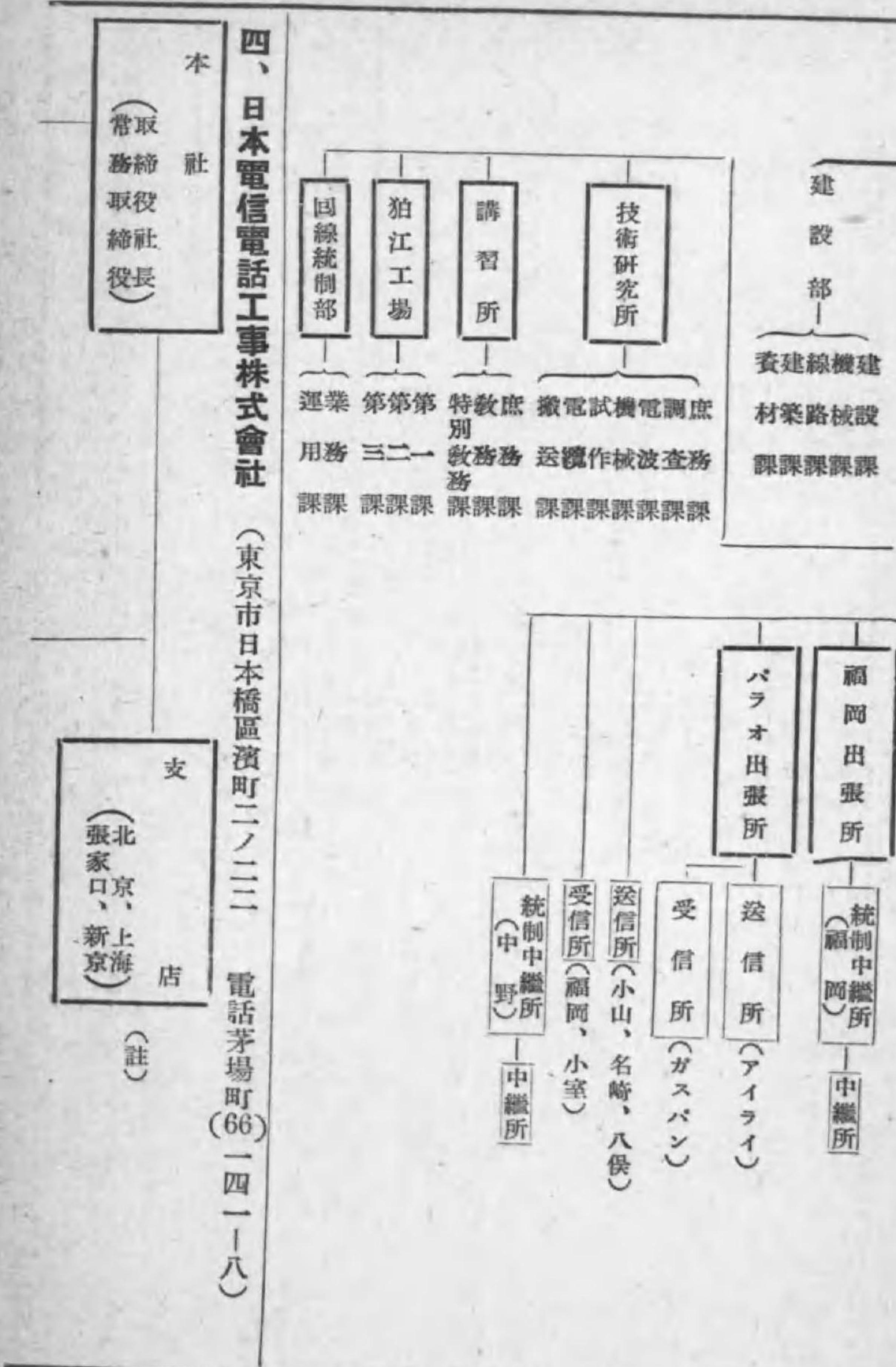
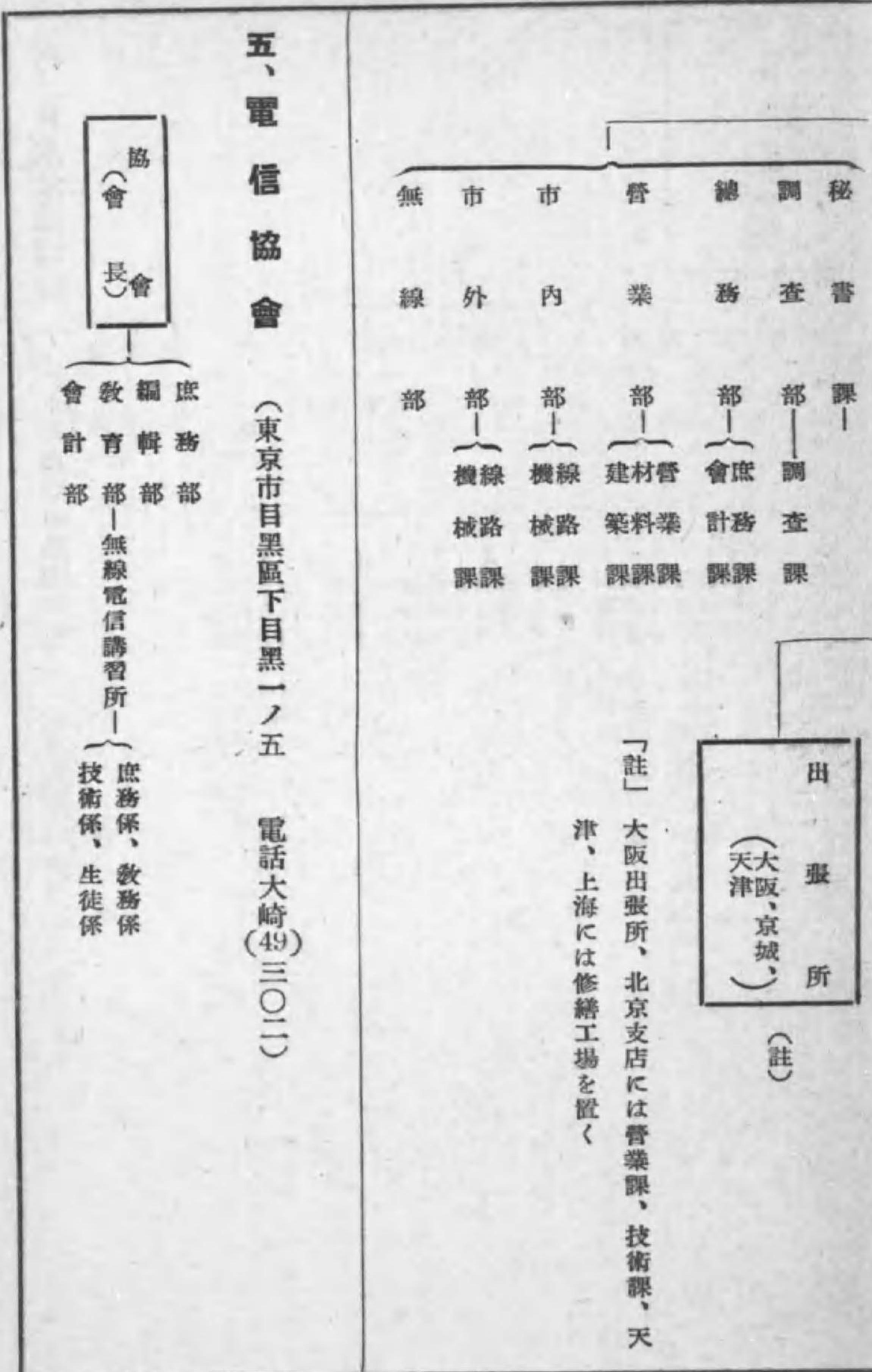
日本國電氣通信經營主管廳	五單位
蒙古聯合自治政府交通總局	一單位
滿洲電信電話株式會社	一單位
華北電信電話株式會社	一單位
華中電氣通信株式會社	一單位
廈門電氣通信株式會社	一單位

電一組の開機係

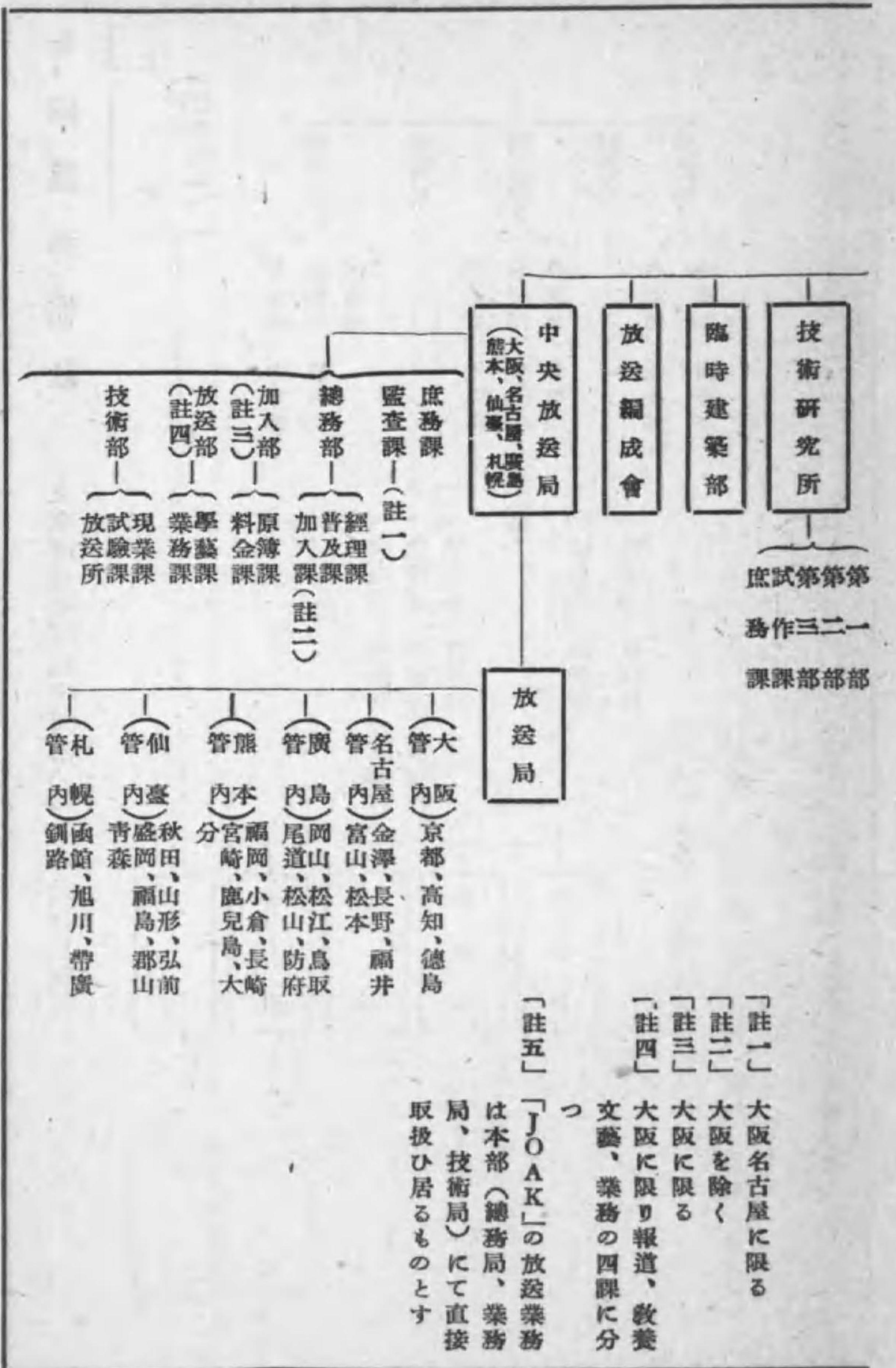


## 第一組の關機係關

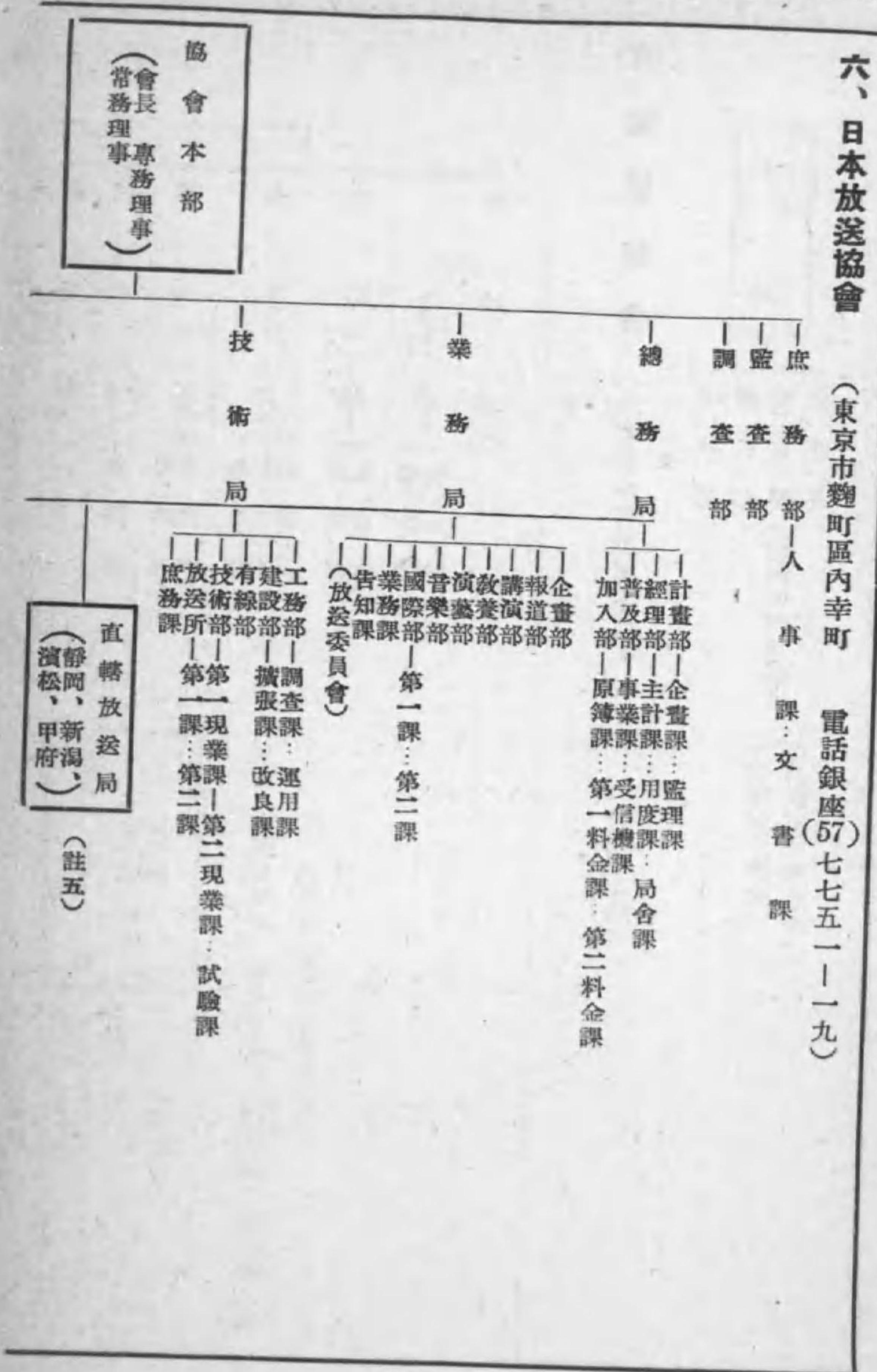




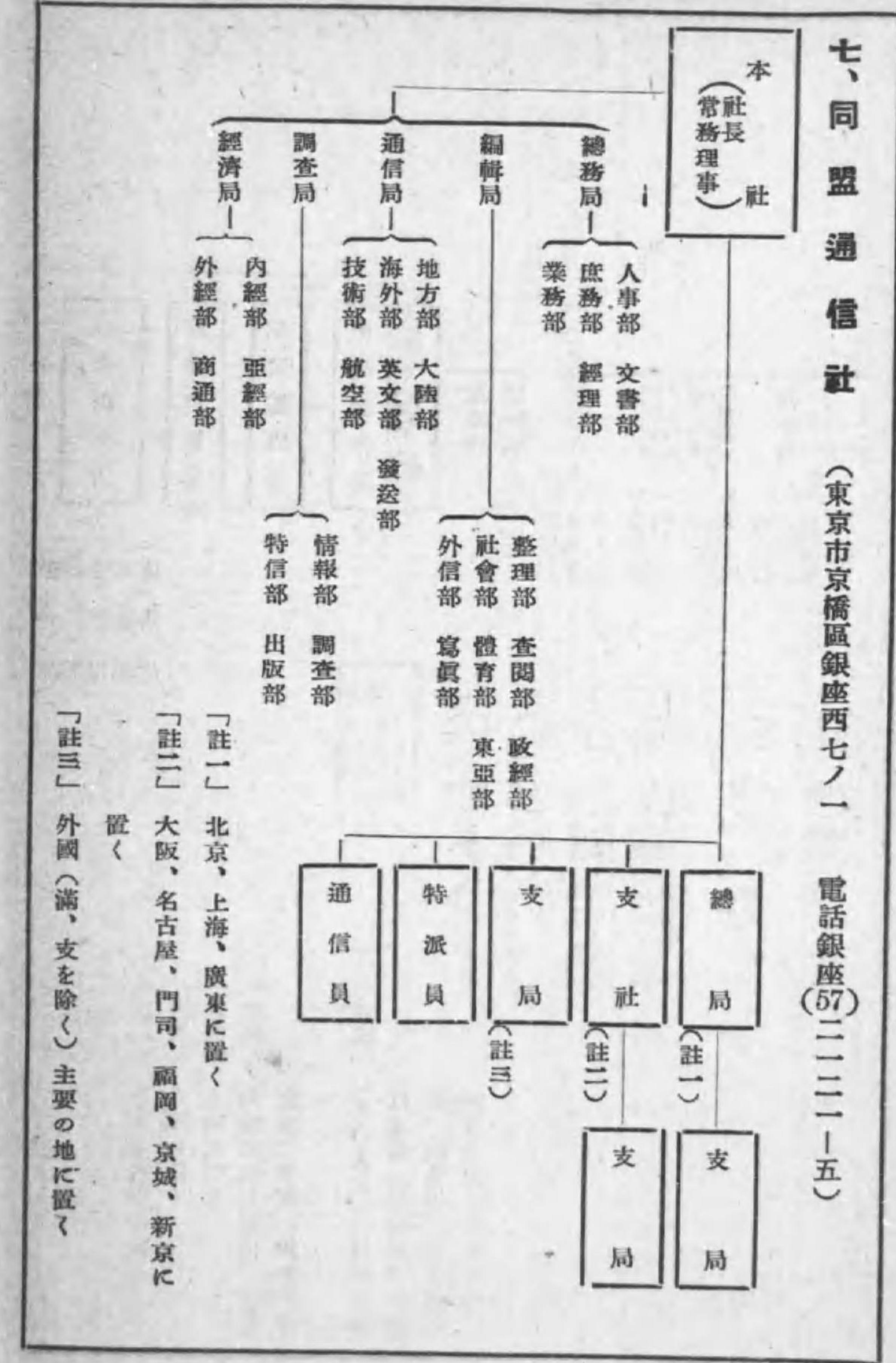
電一組の開機係



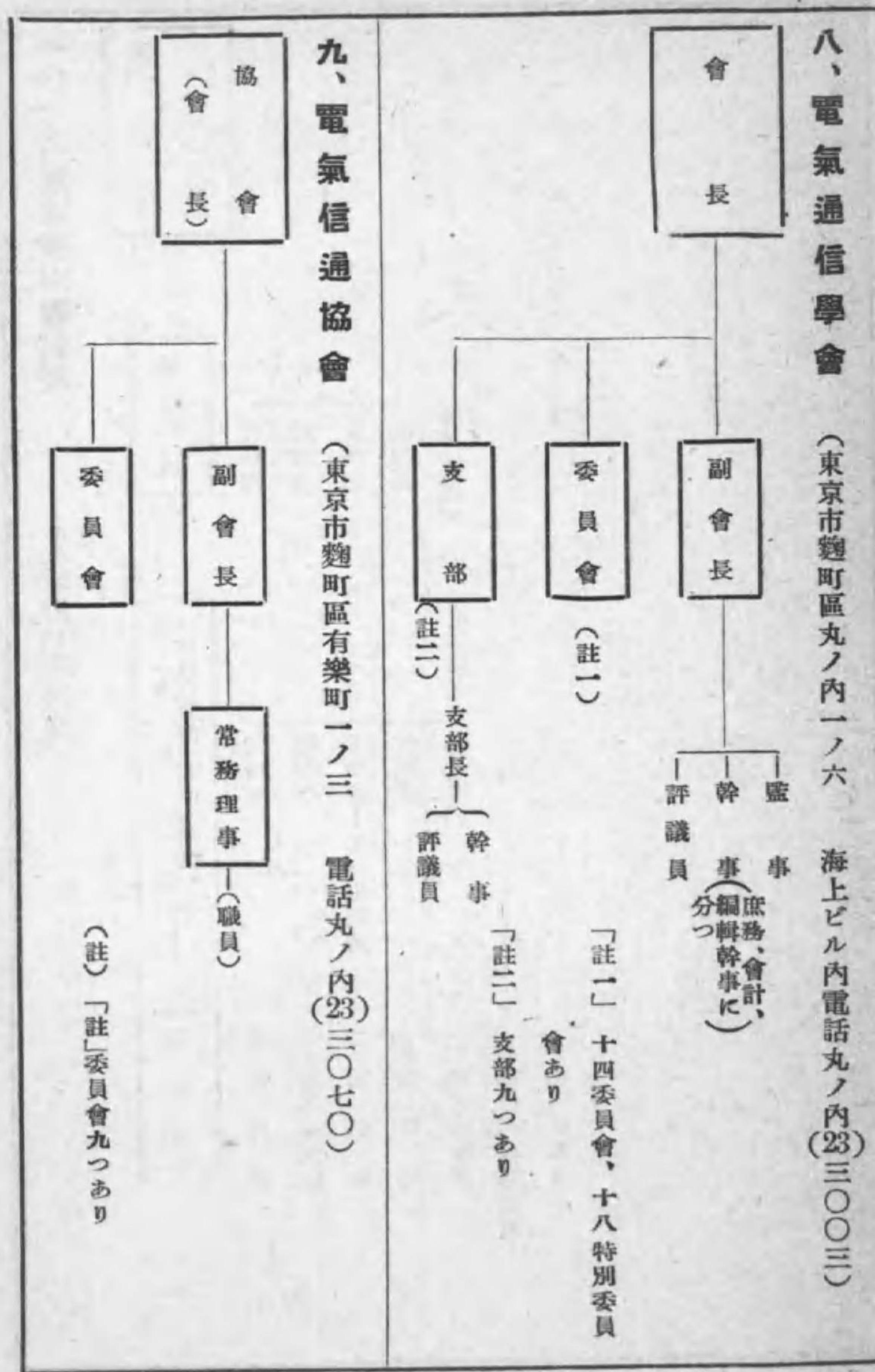
## 覽一繩組の關機係關

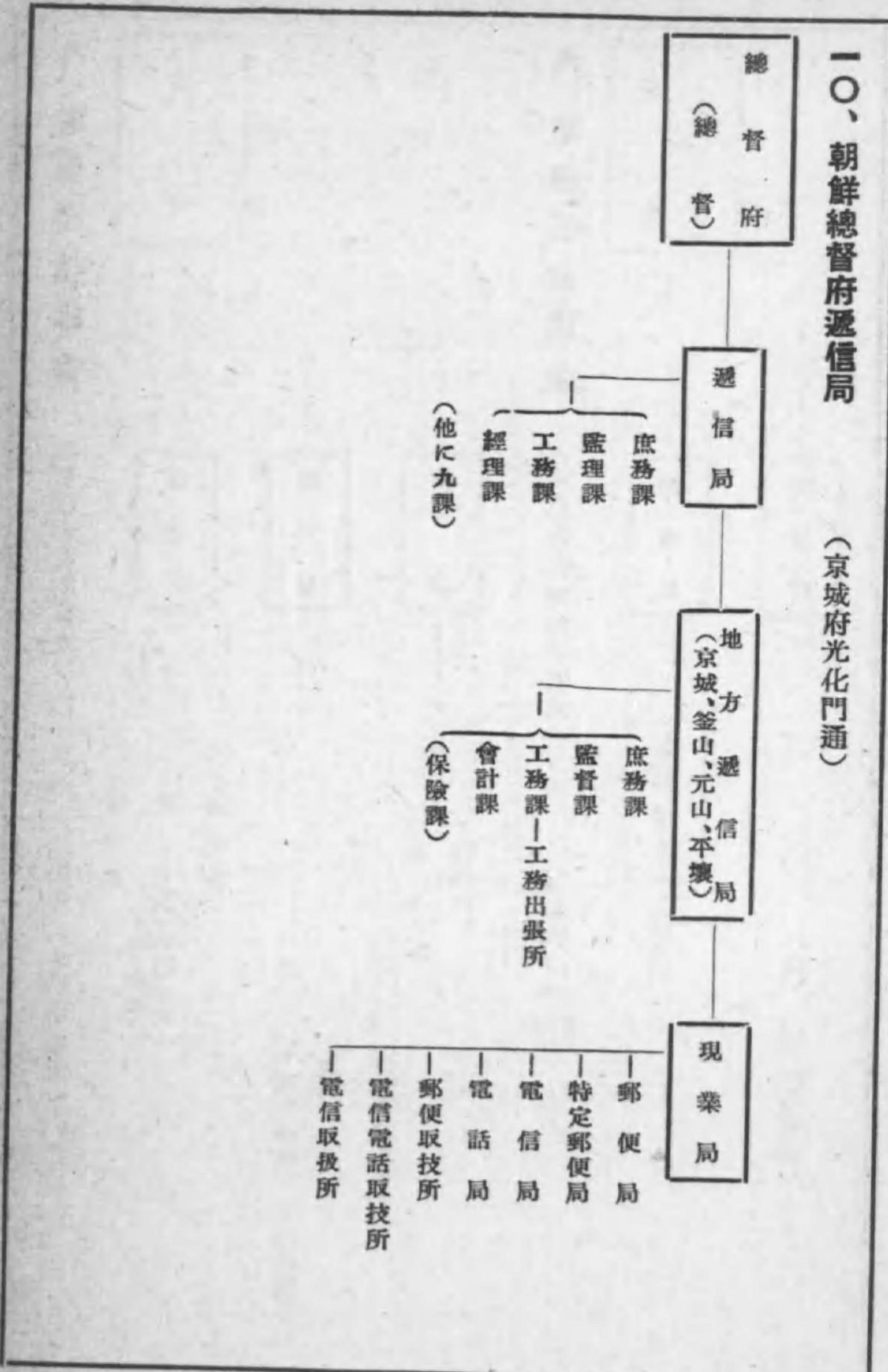
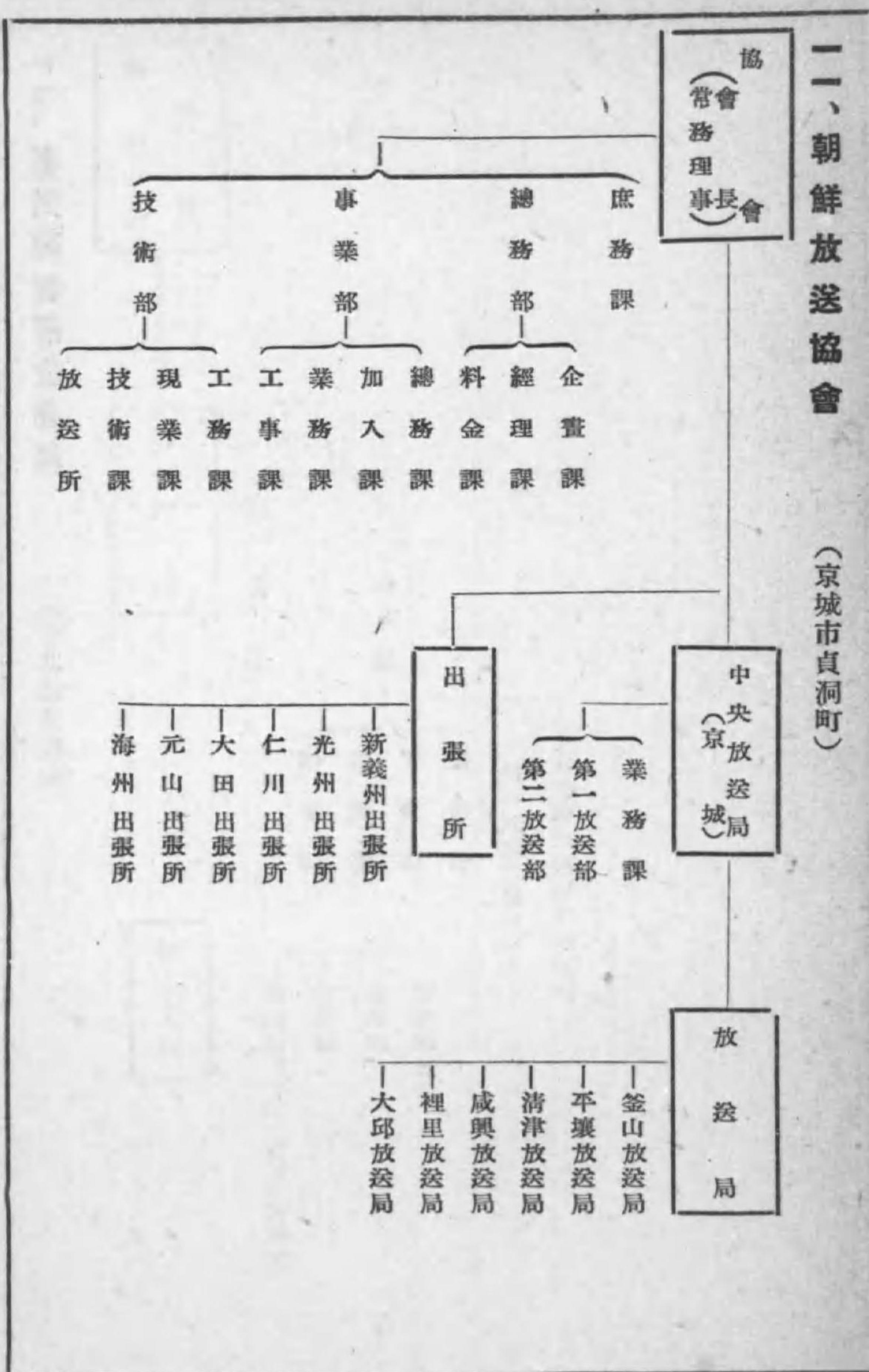


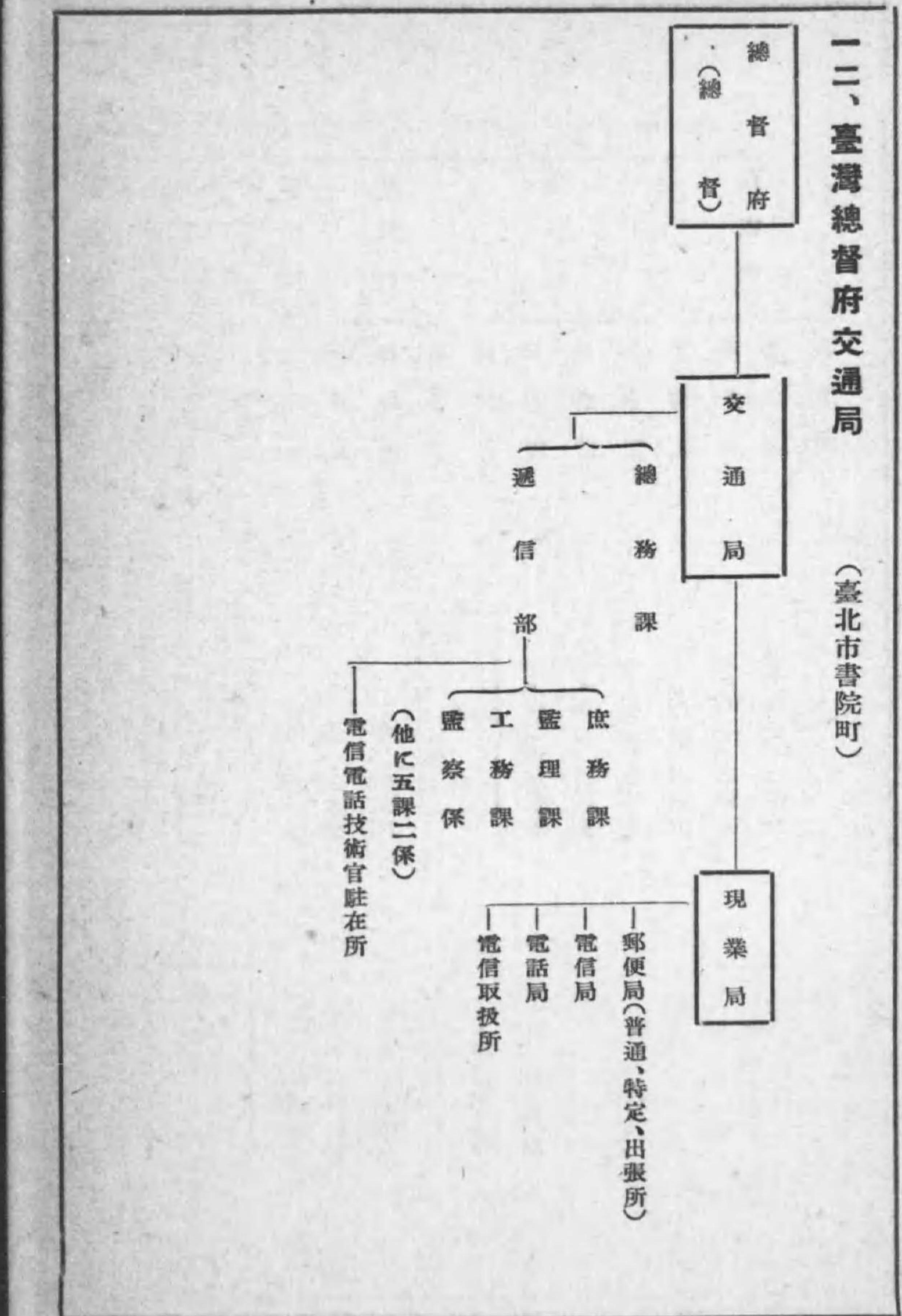
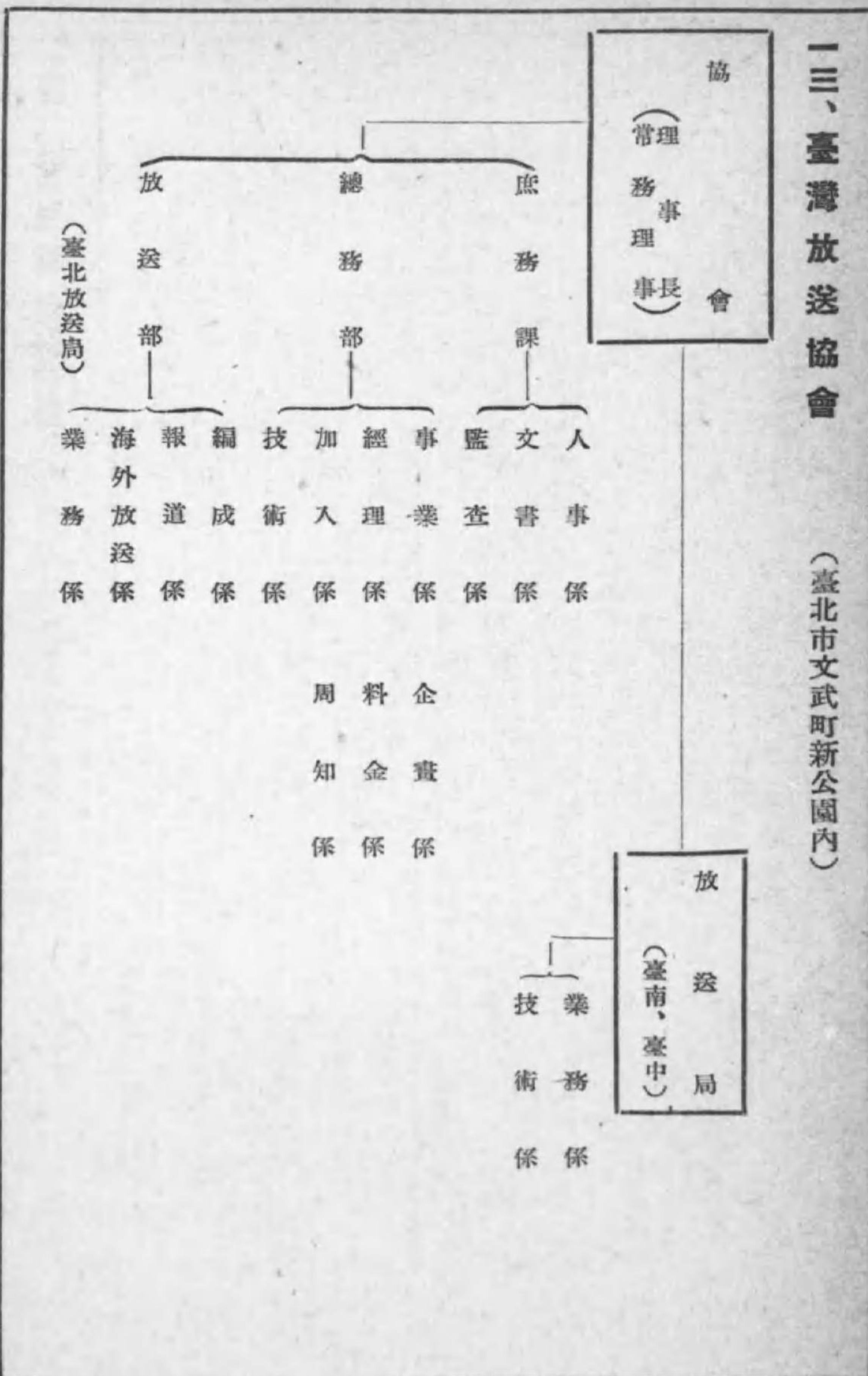
電一組の關機係關

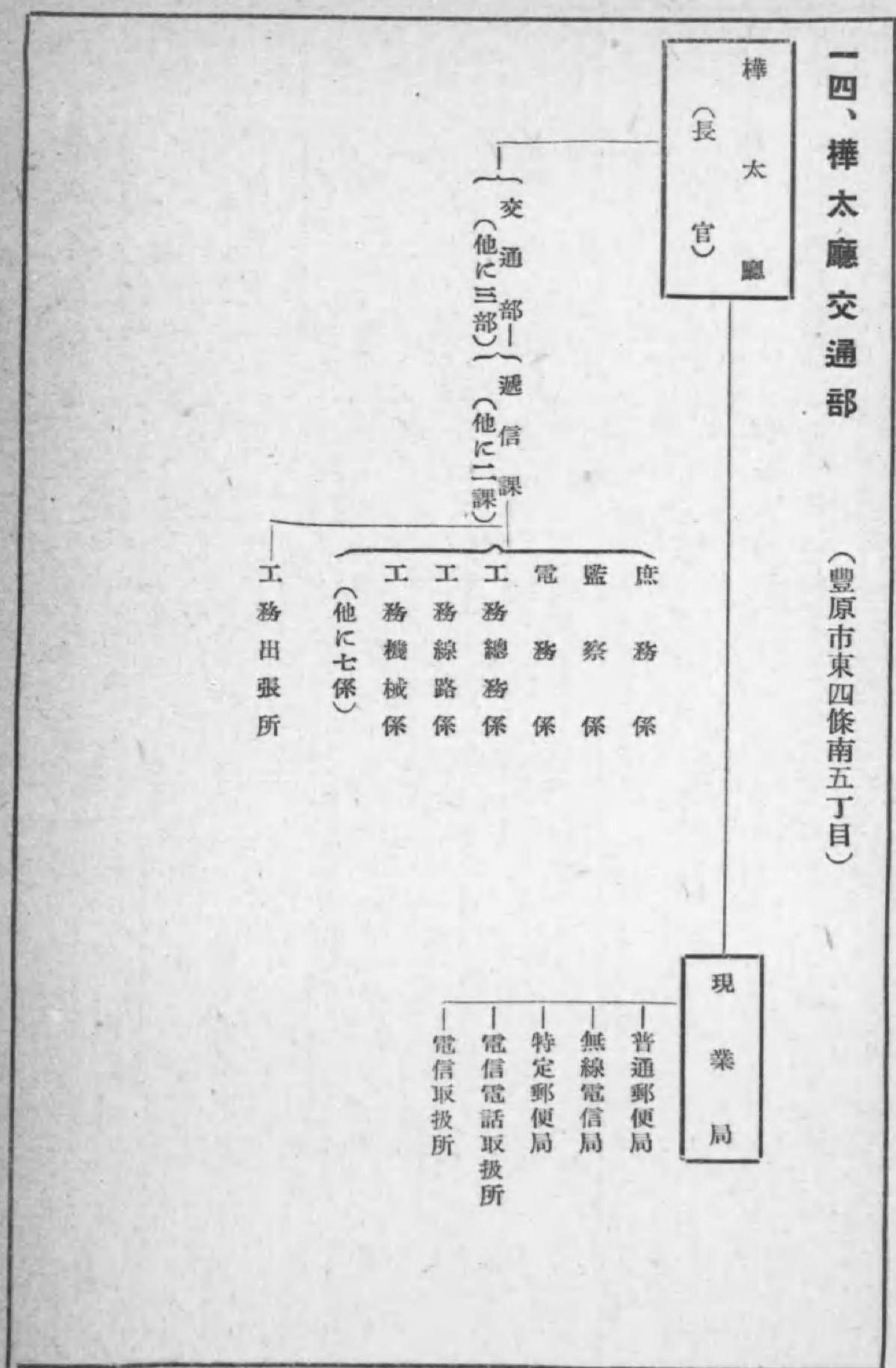
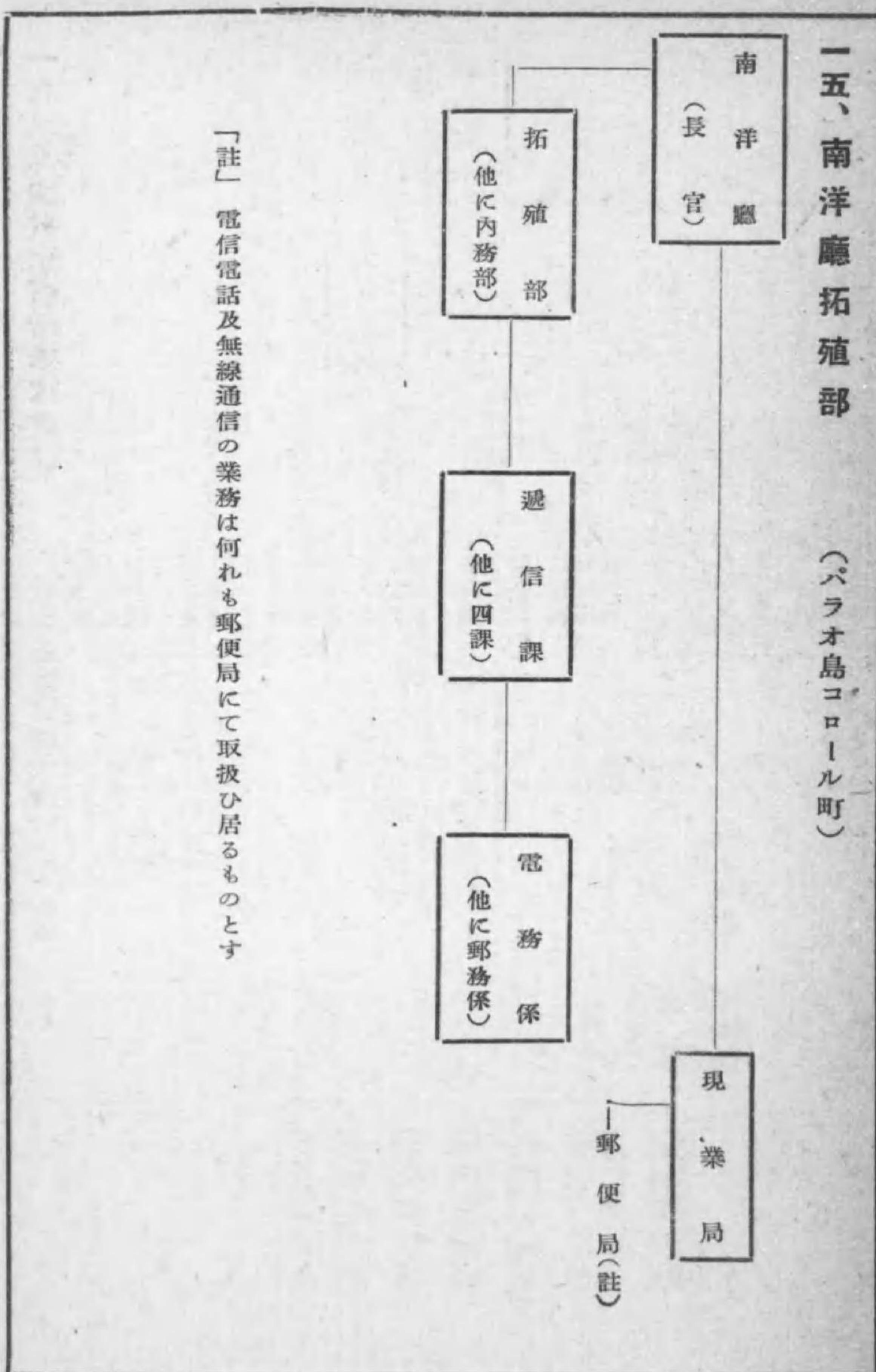


電一組の關機係關









一六、滿洲電信電話株式會社

(新京特別市大同大街六〇一號)

總務部

人文書課

特務課

保健所

(新京、齊々哈爾、奉天、大連、哈爾濱)

電務部

電規畫課

電話課

普及課

放送部

市外課

無線課

技術部

市內課

營業課

經理部

計劃課

監理課

需品部

會計課

營業課

監察役

總務課

技術課

需品課

建設事務所

中央中繼統制所

事務所

新瀋陽所

大連所

底務課

需品課

事務在員教務所

現業局

所局業現

一七、蒙古聯合自治政府交通總局

(張家口長清路)

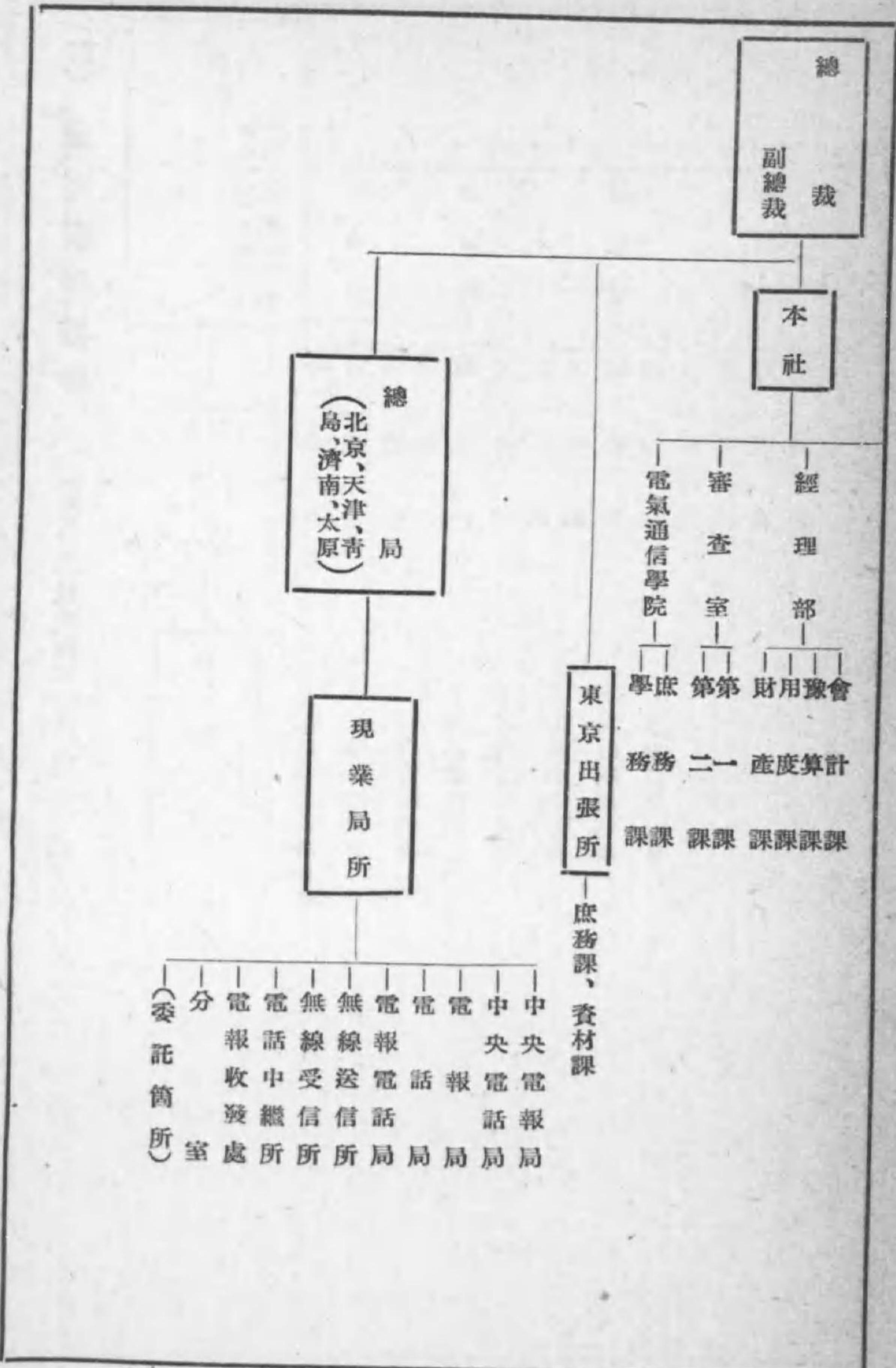
交通總局  
(交通總局長)

現業局

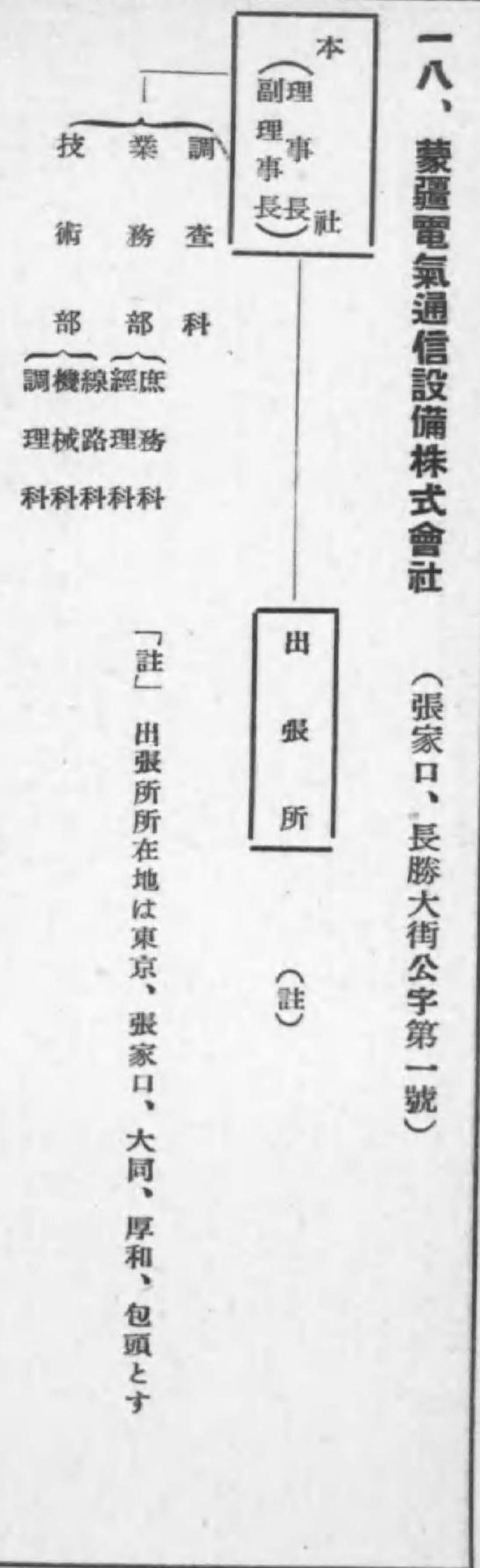
交通學院

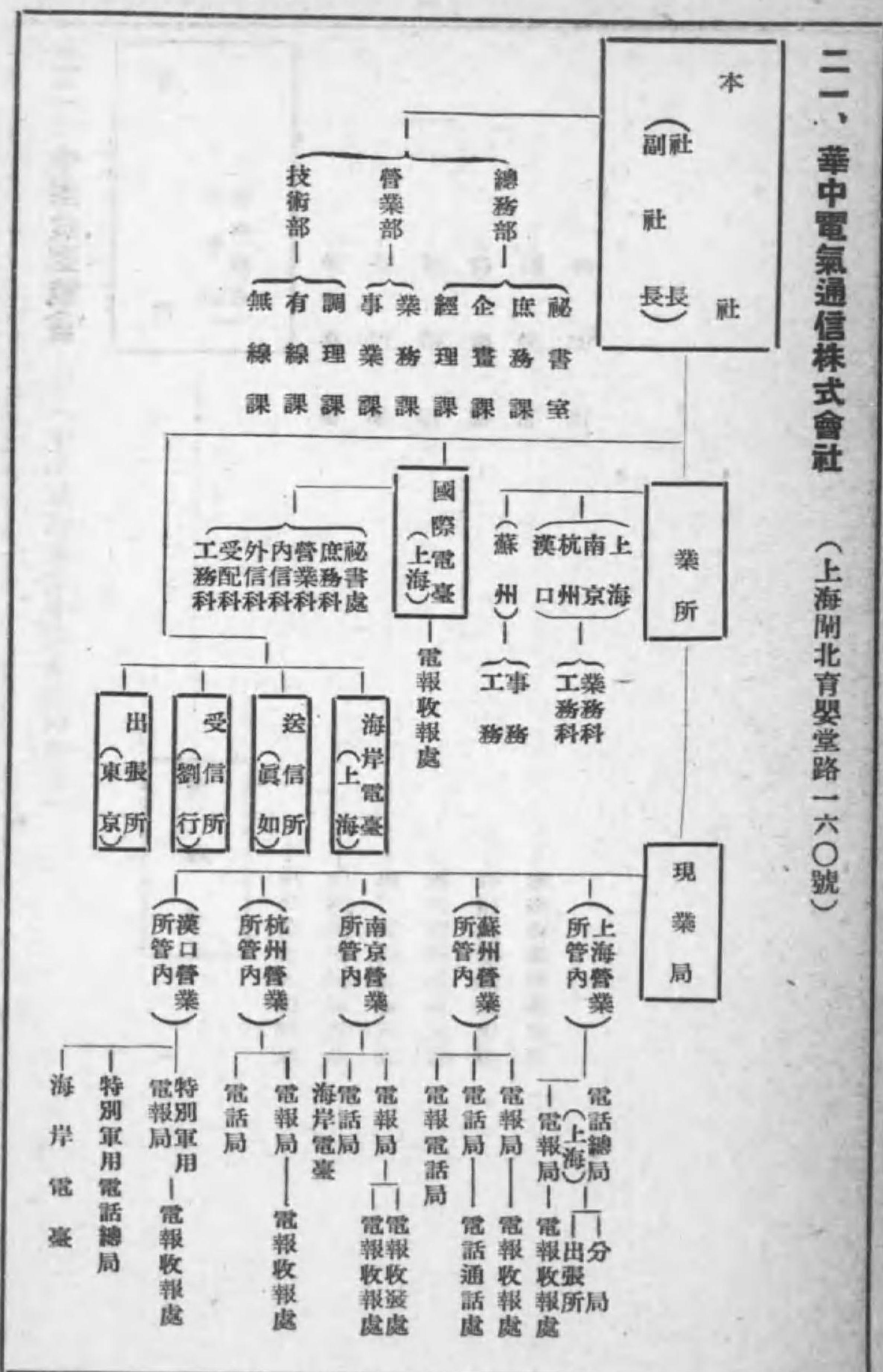
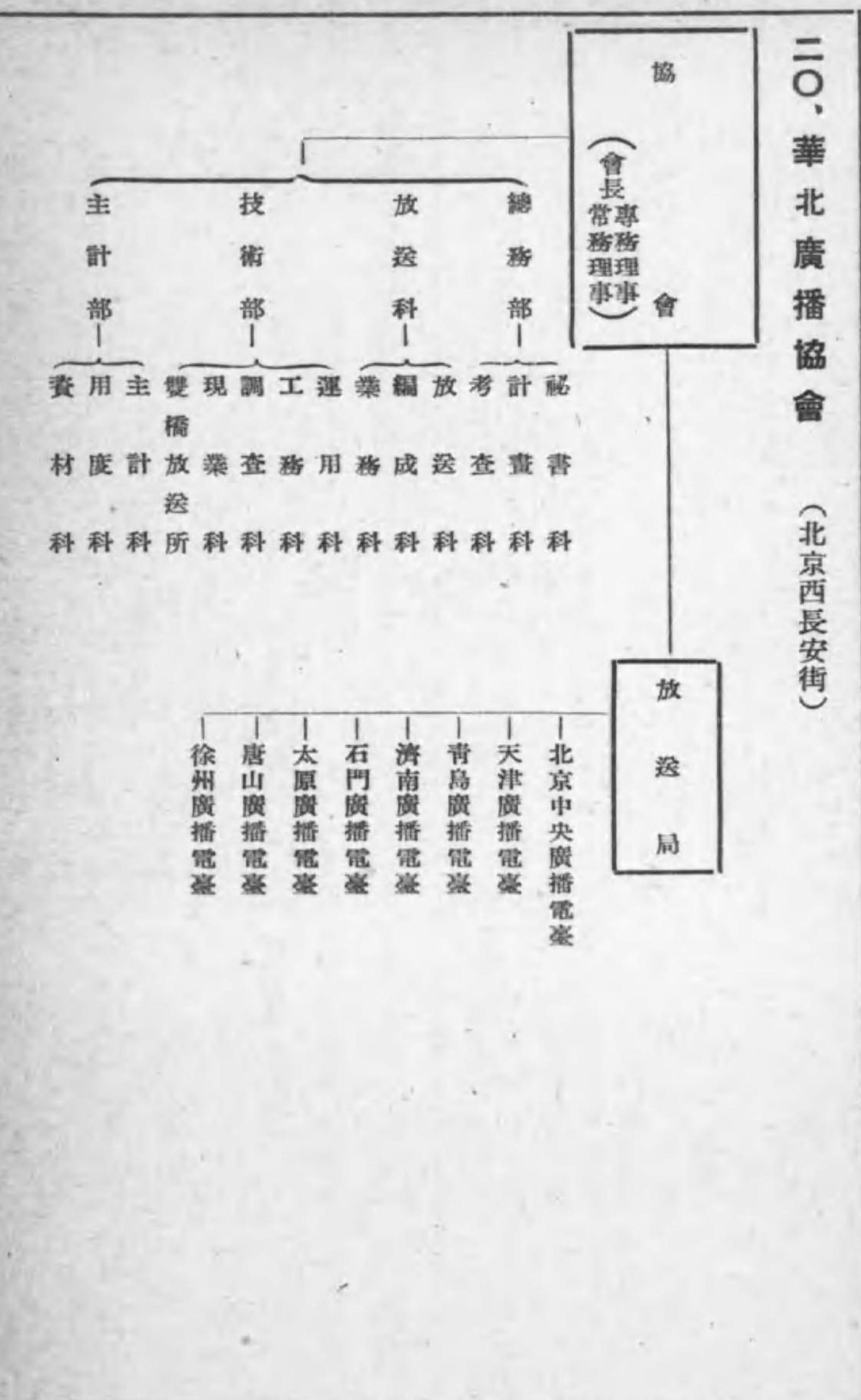
總務科  
電政科  
經理科  
其他四科

郵電局  
電報取扱所  
無線電臺  
放送局

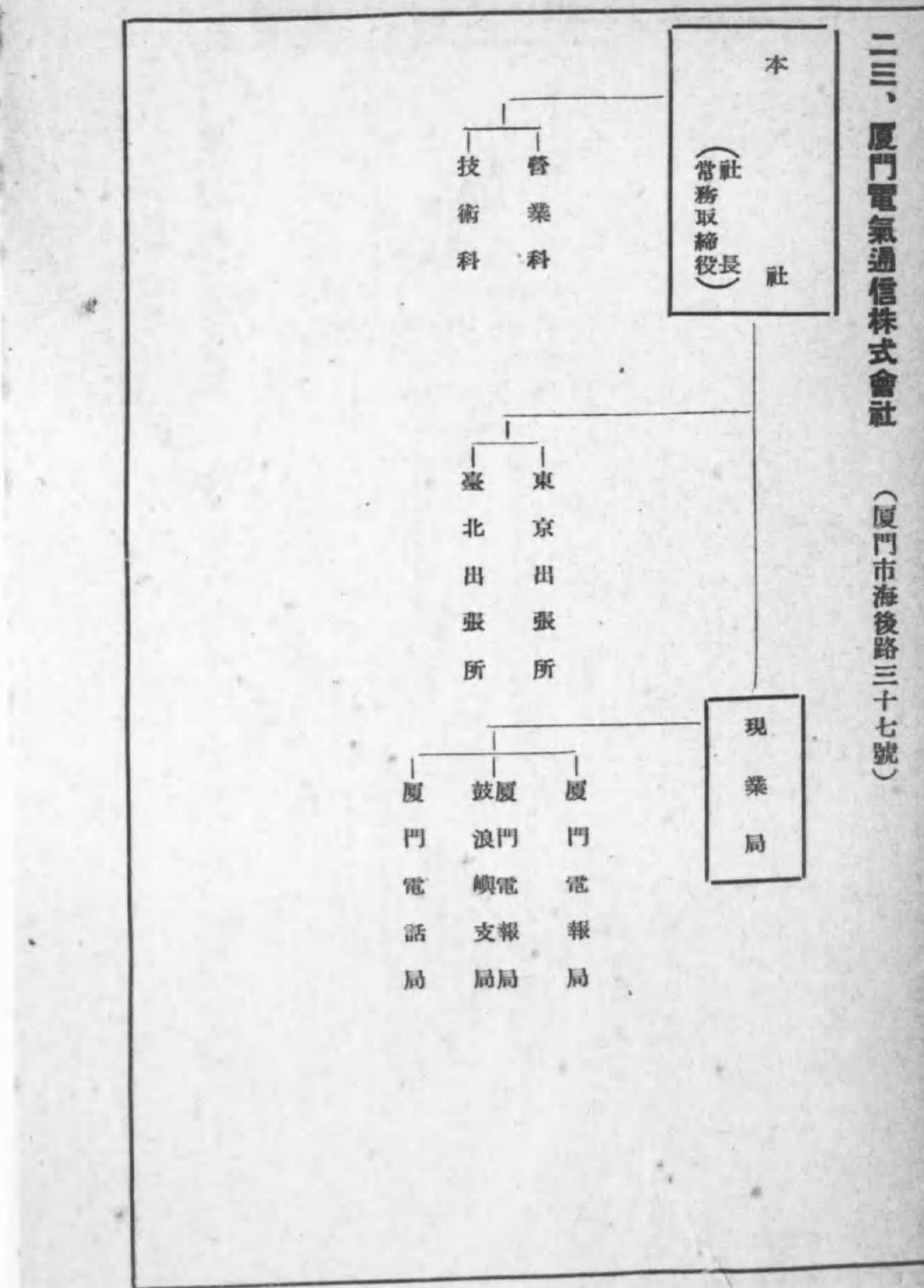


### 一八、蒙疆電氣通信設備株式會社 (张家口、長勝大街公字第一號)

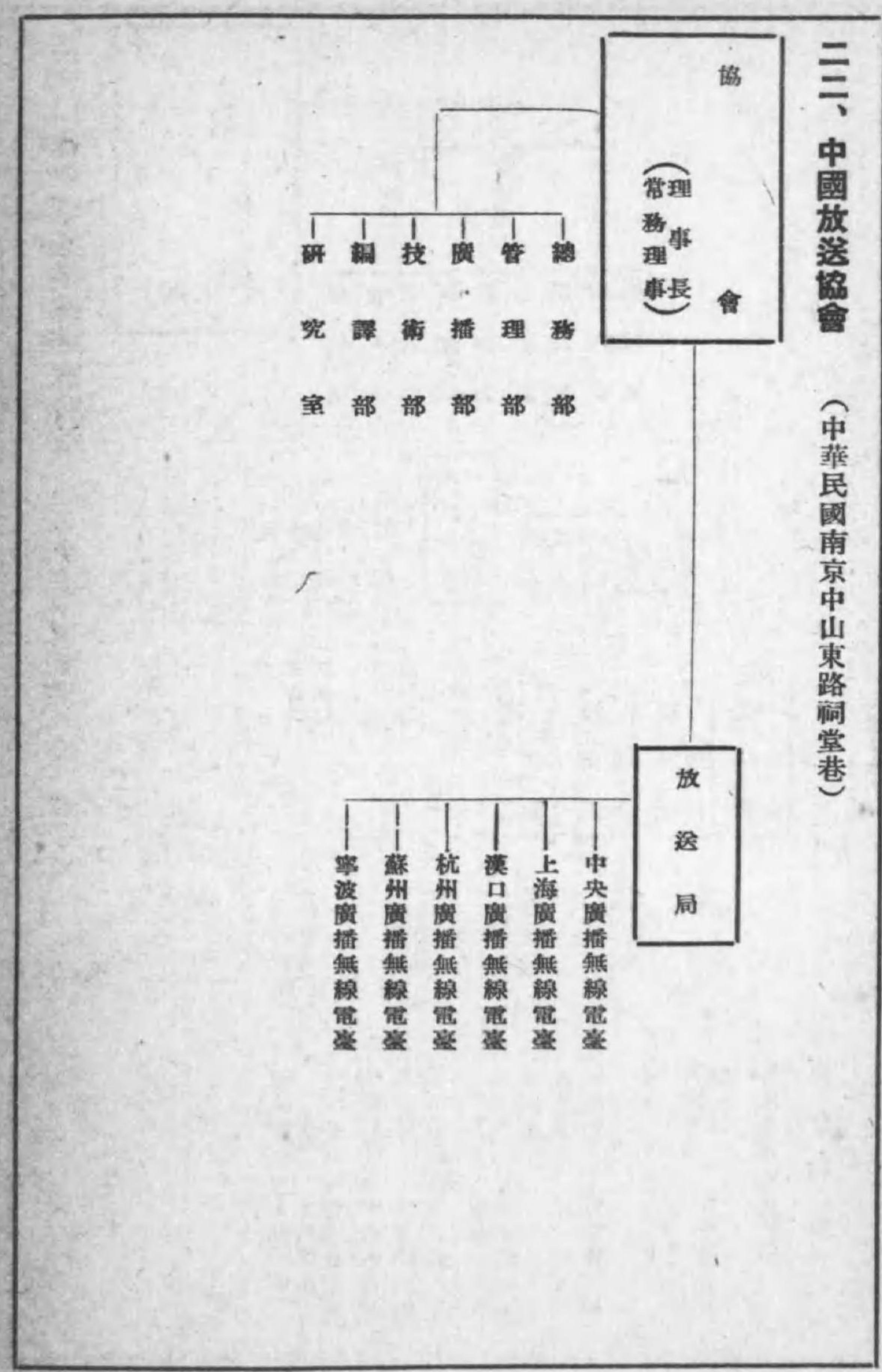




電一組の關機係關

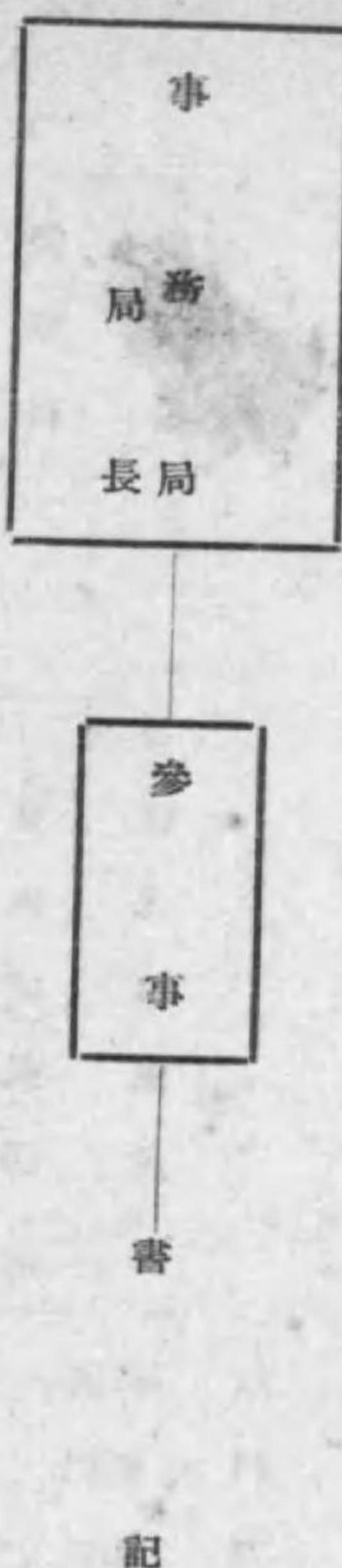


電一組の關機係關



二四、東亞電氣通信事務局

東京市麹町區大手町二丁目遞信省内 電話丸ノ内(23)〇九七二



昭和十六年十二月廿五日印刷  
昭和十六年十二月廿八日發行

遞信省  
電務局調査課編纂

東京市深川區牡丹町一ノ七  
印刷者 今井彦太郎  
東京市深川區牡丹町一ノ七  
印刷所 今井印刷所  
電話深川(64)二〇三四五番

14.5

741

41-722

終